

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

◎廣山縣志第四百五十三

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十五年九月一日次のとおり漁業権の免許を与えた。

甲辰二十五年九月十日

免許番号												免許事項の告示番号		漁業権者の名称		免許事項の告示による漁場		漁場の位置、漁場の区域及び存続期間	
岡共 第一一 号	岡共 第一〇 号	岡共 第九号	岡共 第八号	岡共 第七号	岡共 第六号	岡共 第五号	岡共 第四号	岡共 第三号	岡共 第二号	岡共 第一号	山県告示第二百五十四号	平成二十五年岡	日生町漁業協同組合	伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	赤穂市漁業協同組合	計画のとおり	漁場の位置、漁場の区域及び存続期間	
日生町漁業協同組合	日生町漁業協同組合	日生町漁業協同組合										日生町漁業協同組合	伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	赤穂市漁業協同組合				
												日生町漁業協同組合	伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	赤穂市漁業協同組合				

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

第三〇号	第三一號	第三二號	第三三號	第三四號	第三五號	第三六號	第三七號	第三八號	第三九號	第四〇號	第四一號	第四二號	第四三號	第四四號	第四五號	第四六號
邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合
邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合
邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合 伊里漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合 日生町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	牛窓町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合	邑久町漁業協同組合

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日　岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

平成25年9月10日 岡山県公報 第11516号

第二〇一 号	第二〇〇 号	第一九九 号	第一九八 号	第一九七 号	第一九六 号
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

◎岡山県告示第1百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業権の内容となるべき事項、存続期間等を次のように定めた。

なお、この漁業権漁場図は、岡山県農林水産部水産課に備え置き総覽に供する。

平成二十五年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす漁業

一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす漁業

十一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

かき、えむし、いぎす漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

基点第一九号 備前市日生町鹿久居島千軒溝奥べた石に設置した標識

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

点ア 基点第二一号から基点第八号見通し線上基点第二号から五〇メートルの点

点イ 基点第二二号から基点第五号見通し線上基点第二号から二〇メートルの点

点ウ 基点第二三号から日生町寒河高揚山（二六七）山頂見通し線上基点第二号から二〇メートルの点

点エ 基点第二三号から九〇メートルの点

点エ 基点第一九号から基点第二号見通し延長線上基点第二号から二〇メートルの点

点オ 基点・四号から赤穂市福浦古池東田堤防東角見通し線と基点第一九号から基点第二号見通し線との交差点

点カ 基点第一四号から赤穂市加里屋松ヶ鼻南端見通し線上基点第二四号から五〇メートルの点

点カ 基点・四号から赤穂市福浦古池東田堤防東角見通し線と基点第一七号から五〇メートルの点

点キ 基点第一七号から日生町取揚島島頂見通し線上基点第一七号から一〇〇メートルの点

点ク 基点第二七号から真方位一八〇度の線上基点第二七号から一〇〇メートルの点

点ケ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二七号と基点第四三号を結んだ線との交差点

点コ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点サ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点サ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穋市赤穋御崎突端見通し線との交差点

点サ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穋市赤穋御崎突端見通し線との交差点

点サ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穋市赤穋御崎突端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

二 関係地区 備前市日生町、徳浪、瀬戸内市邑久町及び赤穋市福浦

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第二号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 備前市日生町鹿久居島西地先

漁場の区域 基点第一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第四三号、点カ、基点第九号

第三九号及び基点第二十九号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第八号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第一三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鷲石鼻灯台

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメインに設置した標識

基点第五七号 備前市日生町大多府島大多府島西防波堤北端に設置した標識

基点第七五号 備前市日生町鷲島岳ノ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第八号から基点第二号見通し線と、基点第一三号から鹿

久居島北端見通し線との交差点

点イ 基点第九号から鷲島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第

一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第九号から鷲島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基点第

一三号から日生町大多府島西赤石見通し線と交差点

点工 基点第一三号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第七五号  
から小劍島頂見通し線との交差点

点才 基点第四三号から基点第五七号見通し線と、基点第七五号から

小劍島頂見通し線との交差点

点力 基点第三九号から呉川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基

点第四三号から基点第二七号見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町、穂波及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 2 免許番号 岡共第三号  
第一種共同漁業  
なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、かき漁業

一月一日から十一月三十一日まで

漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鷲石鼻灯台

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北端に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南端に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小劍島南端に設置した標識

基点第三〇八号 潛戸内市邑久町是島横崎東端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から

邑久町長島北端見通し線との交差点

点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号

から兵庫県姫路市家島町院下島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八

号から兵庫県姫路市家島町院下島北端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇号から基点第六〇号見通し延長線と、基点第一一

〇八号から兵庫県姫路市家島町院下島北端見通し線との交差点

点オ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八五号

から長島北端見通し線との交差点

二 関係地区 備前市日生町、穂波、瀬戸内市邑久町及び赤穂市福浦

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島及び鴻島地先

漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六六号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に設置した標識

た標識

基点第三・三号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻突端に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第六六号 備前市日生町鴻島タローズ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識

基点第一〇一号 備前市日生町日生界呼子の鼻端に設置した標識

基点第三〇八号 瀬戸内市邑久町長島横崎東端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島西北イノ岩に設置した標識

基点第六〇八号 基点第六〇号から基点第二〇一号見通し線上基点第六〇号から

九〇〇メートルの点

点イ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から

九〇〇メートルの点

点ウ 基点第三三号から基点第三〇八号見通し線と、基点第六六号から

五〇〇メートルの点

点エ 基点第三三号から基点第三〇八号見通し線と、基点第七六号から

五〇〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町、穂波及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、かき漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

漁場の区域 基点第八号、点ア、イ、ウ及び基点第二〇一号を順次結んだ四直線、  
基点第一一号及び基点第一二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第八号

備前市日生町日生日生港北西角海岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町橋越山（一二六）山頂東端に設置した標識

基点第二一号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識

基点第一三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に設置し

た標識

基点第二一号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市鶴張・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

点ア 基点第八号から基点第二一号見通し線と、基点第一三号からツ

プロ鼻南端見通し線との交差点

点イ 基点第九号から日生町鶴島岳ノ鼻河池の尻の高見通し線と、基

点第一三号からツプロ鼻南端見通し線との交差点

点ウ 基点第一五号から基点第六〇号見通し線上基点第一五号から一

〇〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町及び徳浪

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七号

区域

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ三直線によつて囲まれた

4 漁場の区域 基点第一六号、点ア、イ及び基点第一八号の各点を順次結んだ三直

線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

## 点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻灯台

点ア 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から一

一一〇メートルの点

点イ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点アから真方位一

八〇度見通し線との交差点

一 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂及び赤穂市福浦

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七号

区域

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ三直線によつて囲まれた

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻灯台

点ア 基点第二五号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔（真方位四九度）見通し線と、点乙から真方位一八〇度見通し線との交差点

点イ 基点第一八号から基点第二七号見通し線と、点乙から真方位一八〇度見通し線との交差点

点ウ 基点第二五号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔見通し線と、点イから基点第一号見通し線との交差点

点エ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から一、四三〇メートルの点

二 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂及び赤穂市福浦

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
いぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ及び基点第一五号の各点を順次結んだ四直線、基点第六号、点エ、オ、カ及び基点第三号の各点を順次結んだ四直線、基点第三号及び基点第四号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒河潮流見橋東詰南側に設置した標識

基点第四号 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点ア 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点ウ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点イ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点エ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点オ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点エ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点ウ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点イ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点エ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点ウ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

点イ 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

1 免許の内容となるべき事項  
免許番号 岡共第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
いぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ及び基点第一五号の各点を順次結んだ四直線、基点第六号、点エ、オ、カ及び基点第三号の各点を順次結んだ四直線、基点第三号及び基点第四号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒河潮流見橋東詰南側に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

第一種共同漁業

つば網漁業

一月一口から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第六号、点ア、イ及び基点第八号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七一二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二号 備前市日生町寒久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒久居島境石に設置した標識

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七一二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二号 備前市日生町寒久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒久居島境石に設置した標識

点ア 備前市日生町寒久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

点イ 基点第二号から基点第六号見通し線上基点第一号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一号から基点第一号見通し線上基点第一号から五〇メートルの点

点イ 基点第二号から基点第八号見通し線上基点第一号から五〇メートルの点

点ア 基点第二号から基点第八号見通し線上基点第一号から五〇メートルの点

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一口から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒久居島東地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七一二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二号 備前市日生町寒久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第八号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第二号 備前市日生町寒久居島境石に設置した標識

基点第七号 備前市日生町寒久居島境石燈台

点ア 基点第二号から基点第七号見通し線上基点第一号見通し線と、点イから基点第一号見通し線と、点ウから基点第一号見通し線との交差点

八〇度見通し線との交差点

四九度)見通し線と、点イから基点第一号見通し線との交差点

点イ 基点第一号から基点第二号見通し線と、点ウから基点第一号見通し線との交差点

八〇度見通し線との交差点

点ウ 基点第一号から基点第一号見通し線と、点イから基点第一号見通し線との交差点

四三〇メートルの点

二 困係地区 備前市日生町(頭島を除く。)

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町寒久居島北地先

4 漁場の区域 基点第二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第五号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識

基点第六号 備前市日生町寒河二四二七一二地先護岸に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第二号 備前市日生町寒久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第二三号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識

点ア 基点第二一号から基点第八号見通し線上基点第一号から五〇

○メートルの点

点イ 基点第二二号から基点第六号見通し線上基点第一二号から〇

○メートルの点

点ウ 基点第二二号から基点第五号見通し線上基点第一二号から〇

○メートルの点

点エ 基点第二二号から基点第一三号から〇

○メートルの点

点エ 基点第二二号から真方位一七度見通し線上基点第一二号から〇

○メートルの点

点オ 基点第二二号から基点第一三号から〇

○メートルの点

二 関係地区 備前市日生町及び赤穂市福浦

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

いぼ網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島及び鶴島地先

4 渔場の区域 基点第二二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第四三号、点タ、キ

ク、ケ及び基点第二七号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第九号 備前市日生町橋越山（一二六）山麓東端に設置した標識

基点第一三号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島北側船石鼻灯台

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第七五号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

基点第八号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻尖端に設置した標識

基点第一三号から基点第一二号見通し線と、基点第一三号から基点第七五号

点ア 基点第九号から基点第一三号から基点第一二号見通し線と、基点第一三号から

点イ 基点第九号から日生町鴻島島ノ尻の高頂（岳ノ鼻の西）見通し線と、基点第一三号から

点ウ 基点第九号から日生町鴻島島ノ尻の高頂見通し線と、基点第七五号から

点エ 基点第一三号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第七五号から

点オ 基点第一三号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第七五号から

点カ 基点第一三号から鴻島島頂見通し線との交差点

点カ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ク 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二八号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ケ 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二八号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点オ 基点第二三号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二三号から基点第二七号見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ク 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二八号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点カ 基点第二三号から基点第二七号見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ク 基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第二八号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ク 基点第二三号から基点第二七号見通し線との交差点

点キ 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第三九号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 国共第一三号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先  
4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島石鼻灯台

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小創島南端に設置した標識

基点第三〇八号 津戸内市邑久町長島崎東端に設置した標識

点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から邑久町長島北端見通し線との交差点

点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号から兵庫県姫路市東島町小松島島頂見通し線との交差点

点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八五号から長島北端見通し線との交差点

点オ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八五号から長島北端見通し線との交差点

二 關係地区 備前市日生町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 国共第一四号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
つば網漁業

一月一日から一二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鷲島及び鷲島地先  
4 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第七六号の各点を順次結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一五号 備前市日生町日生工場東に設置した標識

基点第三三号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻突端に設置した標識

基点第六〇号 備前市日生町普島北東端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鷲島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七六号 備前市日生町鷲島タコースケ（峰の頭）鼻突端に設置した標識

基点第一〇一号 備前市鷲浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第三〇八号 津戸内市邑久町長島崎東端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から津戸内市邑久町虫明鍋島高見通し線上基点第七〇号から一〇〇メートルの点

点イ 点アから基点第一〇一号見通し線と点アから九〇〇メートルの

点ウ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第六〇号から一五〇メートルの点

点エ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第三三号から一五〇メートルの点

点オ 基点第六〇号から基点第一五号見通し線上基点第三三号から一五〇メートルの点

二 關係地区 備前市日生町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

号から一、二〇〇メートルの点

- 二 関係地区 備前市日生町
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点  
点ウ 基点第一五号から基点第六〇号見通し線上基点第一五号から一〇〇メートルの点

- 二 関係地区 備前市日生町
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第一五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業
- 3 漁場の位置 備前市日生町日生地先
- 4 漁場の区域 基点第八号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一〇一号を順次結んだ五直線並びに基点第一一号と基点第一二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 備前市日生町日生港北西角離岸に設置した標識
- 2 漁場の位置 備前市日生町日生港北東端に設置した標識
- 3 漁場の位置 基点第九号 備前市日生町堀越山（一一六）山麓東端に設置した標識
- 4 漁場の区域 基点第一三号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
- 2 漁場の位置 基点第一二号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識
- 3 漁場の位置 基点第一五号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に設置した標識
- 4 漁場の区域 基点第一五号 備前市日生町日生皆喜橋南東端に設置した標識

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 基点第一号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱
- 2 漁場の位置 基点第一六号 備前市日生町取扱島北端に設置した標識
- 3 漁場の位置 基点第一五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
- 4 漁場の区域 基点第一六号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 2 漁場の位置 基点第六〇号 備前市日生町曾島北端に設置した標識
- 3 漁場の位置 基点第一〇一号 備前市日生町曾島東端に設置した標識
- 4 漁場の区域 基点第一〇一号 備前市日生町曾島東端に設置した標識

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 基点第八号から基点第二二号見通し線と、基点第一三号から鹿久居島見通し線との交差点
- 2 漁場の位置 基点第九号から日生町鴻島岳ノ鼻西池ノ尻の高見通し線と、基点第九号から鹿久居島北端見通し線との交差点
- 3 漁場の位置 基点第九号から日生町鴻島岳ノ鼻西池ノ尻の高見通し線と、基点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点
- 4 漁場の位置 基点第九号から日生町鴻島岳ノ鼻西池ノ尻の高見通し線と、基点第一三号から鹿久居島北端見通し線との交差点

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 基点第一六号から基点第一号見通し線と、基点第一五号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点
- 2 漁場の位置 基点第一六号から基点第一六号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点
- 3 漁場の位置 基点第一六号から基点第一六号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点
- 4 漁場の位置 基点第一六号から基点第一六号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁場の位置 基点第一六号から基点第一六号から赤穂市福浦

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

### 第二種共同漁業

#### 建網漁業

一月一日から一月三十一日まで

#### 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東端先

4 漁場の区域 基点第八号及び基点第二一号を結んだ直線、基点第三号及び基点第四号を結んだ直線、基点第二二号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点第三九号及び基点第二九号の各点を順次結んだ一直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

#### 点の位置

基点第一号 兵庫県赤穂市福浦田岡山県・兵庫県境界石柱

基点第二号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第三号 備前市日生町寒河潮流見橋東詰南側に設置した標識

基点第四号 備前市日生町寒河潮流見橋西詰南側に設置した標識

基点第八号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識

基点第一六号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第一七号 備前市日生町取揚島島頂に設置した標識

基点第一九号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上三〇メートルの位置に設置した標識

基点第二一号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側大虫に設置した標識

基点第二五号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻灯台

基点第二八号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻南端に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識

基点第四三号 備前市日生町頭島東側コメインに設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

点ア 基点第一号から基点第一六号見通し線と、基点第一号から基点

第一九号見通し線との交差点

点イ 基点第一六号から基点第一号見通し線上基点第一六号から一、四三〇メートルの点

点ウ 基点第二五号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線と、点イから真方位一八〇度見通し線との交差点

点エ 基点第二五号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線上基点第二五号から四〇〇メートルの点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線上基点第二七号から一、〇〇〇メートルの点

点カ 基点第二七号から真方位一八〇度見通し線上基点第二七号から一〇〇メートルの点

点キ 基点第二七号から基点第四三号見通し線と、基点第二八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線との交差点

点ク 基点第二八号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ケ 基点第三九号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第五三号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点キ 基点第二七号から基点第一六号見通し線と、基点第一七号から基点第一九号見通し線との交差点

点エ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点キ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点エ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点カ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

点オ 基点第二七号から基点第一七号見通し線と、基点第一九号から基点第二七号見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 二 開保地区 備前市日生町

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

### 第二種共同漁業

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

漁網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島、曾島及び鴻島地先

第一二号を結んだ直線、基点第二九号、第三九号、点ア及び基点第七六号の各点を順次結んだ三直線、基点第七〇号、点イ及び基点第二〇一号の各点を順次結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八号 備前市日生町日生港北西角護岸に設置した標識

基点第一一号 備前市日生町日生崎喜橋南東端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町日生皆喜橋南西端に設置した標識

基点第二二号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第二九号 備前市日生町鹿久居島千野瀬奥べた石に設置した標識

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻尖端に設置した標識

基点第六号 備前市日生町日生界呼子の鼻尖端に設置した標識

基点第二〇一号 備前市日生町鴻島・日生町日生界呼子の鼻尖端に設置した標識

基点第二〇二号 備前市鴻島越島鼻南端に設置した標識

点ア 基点第三九号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第七六号から日生町鴻島北端見通し線との交差点

点イ 基点第七〇号から基点第二〇二号見通し線と、基点第二〇一号から日生町鴻島西端見通し線との交差点

点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第三〇八号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第八〇号

点オ 基点第四〇号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点才 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八〇号

から長島北端見通し線との交差点

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

一月一日から一二月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二七号 備前市日生町鹿久居島鶴石鼻灯台

基点第三九号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南端に設置した標識

基点第四〇号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識

基点第五二号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第五三号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第八五号 備前市日生町小劍島南端に設置した標識

基点第三〇八号 濑戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識

点ア 基点第三九号から基点第五三号見通し線と、基点第八五号から

点イ 基点第二七号から基点第八五号見通し延長線と、基点第五二号

から兵庫県姫路市家島町小松島島頭見通し線との交差点

点ウ 基点第三九号から基点第五三号見通し延長線と、基点第三〇八

号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点エ 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第八〇号

点オ 基点第四〇号から家島町院下島北端見通し線との交差点

点才 基点第四〇号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第八〇号

から長島北端見通し線との交差点

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

三 免許予定期

漁場の区域 備前市日生町鹿久居島千軒湾

4 漁場の区域 点アを中心にして半径100メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第九八号 備前市日生町鹿久居島つみに設置した標識

基点第九九号 備前市日生町鹿久居島だん龜西端に設置した標識

点ア 基点第九八号から基点第九九号見通し線上基点第九八号から一

50メートルの点

## 二 国保地区 備前市日生町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二二号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

- 1 免許番号 岡共第二二号  
2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
3 漁場の位置 備前市日生町頭島南地先  
4 漁場の区域 基点第四五号、点ア、イ及び基点第四六号の各点を順次結んだ一直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第四五号 備前市日生町頭島カタリ鼻突端に設置した標識

基点第四六号 備前市日生町頭島入鹿港東防波堤突端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

点ア 基点第四五号から基点第一〇二号見通し線上基点第四五号から

150メートルの点

点イ 基点第四六号から基点第一〇二号見通し線上基点第四六号から

50メートルの点

## 二 国保地区 備前市日生町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 点の位置

基点第四四号 備前市日生町頭島黒鼻北側岳の下に設置した標識

基点第一〇一号 備前市日生町頭島高鼻東端に設置した標識

点ア 基点第四四号から日生町鹿久居島南首切島南端見通し線上基点

第四四号から100メートルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第二三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 第一種共同漁業
- 4 漁場の位置 備前市鶴浪地先
- 5 漁場の区域 基点第一〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第二〇四号の各点を順次結び、えむし、あおのり、あおさ漁業
- 6 漁場の区域 基点第一〇一号及び基点第二二二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一〇一号 備前市鶴浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第一〇四号 備前市鶴浪・東片上界東備炉材株式会社南西陸岸上に設置した標識

基点第一〇七号 備前市西片上・浦伊部界品川リフラクトリーズ株式会社北東角に設置した標識

基点第一一三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第一二二号 備前市鶴浪鶴橋東詰南側に設置した標識

基点第一二二号 備前市鶴浪鶴橋西詰南側に設置した標識

点ア 基点第一〇一号から備前市久々井宮山（七七）山頂見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点イ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一〇四号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交差点

## 二 関係地区 備前市、備前市及び瀬戸内市邑久町

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 第一種共同漁業
- 4 漁場の位置 備前市鶴浪地先
- 5 漁場の区域 基点第二一六号及び基点第三〇一号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
- 6 漁場の区域 基点第二一六号、基点第三〇一号及び基点第三〇二号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第二一六号 備前市久々井鷹尾鼻北東端に設置した標識

基点第三〇一号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

二 関係地区 備前市及び瀬戸内市邑久町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第二五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 第二種共同漁業
- 4 漁場の位置 備前市鶴浪地先
- 5 漁場の区域 基点第一〇七号から備前市前山（一九三）山頂見通し線と、基点第一一三号から備前市前島北端見通し線との交差点

## 点の位置

基点第一〇七号 備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

基点第一一三号 備前市前島北端見通し線との交差点

点イ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一〇四号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一〇四号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交差点

- 1 免許番号 岡共第二三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 第一種共同漁業
- 4 漁場の位置 備前市鶴浪地先
- 5 漁場の区域 基点第一〇一号及び基点第二二二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一〇一号 備前市鶴浪地先

基点第二二二号 備前市鶴浪鶴橋東詰南側に設置した標識

点ア 基点第一〇一号から備前市久々井宮山（七七）山頂見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点イ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一〇四号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交差点

- 1 免許番号 岡共第二五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 第二種共同漁業
- 4 漁場の位置 備前市鶴浪地先
- 5 漁場の区域 基点第一〇七号から備前市前山（一九三）山頂見通し線と、基点第一一三号から備前市前島北端見通し線との交差点

## 点の位置

基点第一〇七号 備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

基点第一一三号 備前市前島北端見通し線との交差点

点ア 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点イ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一三号から備前市前山（一九三）山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一一〇四号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交差点

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

4 湾岸の位置 僕前市津波避難地  
5 津波の風向 津波第10号、点A及び津波第10号の各点を順次結んだ一直

点の位置

基点第二〇三号 備前市鶴浪・日生町 日生見町子ノ鼻南端に設置した標識

ホーリー・マントルの点

免許予定日 平成二十五年九月一日

五 申請期間 告示の日から七十五日間

### 免許の内容となるべき事項

2 漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期  
第二章 漁業

卷之二

3 漁場の位置 備前市前島南地先

漁場の区域  
基点第一二七号、点ア、イ及び基点第一一八号の各点を順次結んだ  
三直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第二〇一号 僧前市總波・日生町日生界呼子の鼻端に設置した標識

**基点第一一二号** 儿前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識  
**基点第二二五号** 前述久々井大砂東端に設置した標識

基点第二一七号 備前市前島南東端に設置した標識

城塁第三〇一號 備前市・瀬戸内市界高見鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二 七号から基点第三〇一号見通し線上基点第一 七号

平成25年4月26日　岡山県公報 第11477号

から一五〇メートルの處

イ 基点第二〇一号から基点第一一二号見通し線と、基点第一二八号から基点第一一二五号見通し線との交差点

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

一  
忠洋の西學二編

免許番号 岡共第二七号

第一種共同漁業

一月一日から二月二十一日まで

漁場の区域 基点第二一大号、点ア及び基点第三〇一号の各点を順次結んだ二直

点の位置圖

基点第二〇三号 備前市鷹浪高庭ノ鼻南端に設置した標識

基点第二二六号 備前市久々井勝尾鼻北東端に設置した標識

点ア 基点第二〇一号と基点第一一一二号を結んだ線と、基点第一〇一

二 関係地区 備前市（日生町を除く。）及び瀬戸内市邑久町

**四 存続期間** 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
**五 申込期間** 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業  
建網漁業

一月一日から一月二十一日まで

3 漁場の位置 備前市地先

4 漁場の区域 基点第一〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第三〇一号を順次結んだ四直線、基点第一〇四号及び第一三六号を結んだ直線、基点第一二一号及び第二二二号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第一〇一号 備前市日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市鶴浪越鳥鼻南端に設置した標識

基点第一〇三号 備前市鶴浪高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第一〇四号 備前市鶴浪・東片上界東備炉材株式会社南西護岸上に設置し

た標識

基点第一一一号 備前市鶴浪鶴浪橋東詰南側に設置した標識

基点第一一二号 備前市鶴浪鶴浪橋西詰南側に設置した標識

基点第一三六号 備前市鶴浪・東片上界東備炉材株式会社南西護岸上に設置し

た標識

点ア 基点第一〇一号から日生町鴻島西端見通し線と、基点第一〇一

号から基点第七〇号見通し線との交差点

点イ 基点第一〇一号から備前市久々井吉山(七七)山頂見通し線と、

基点第一〇二号から基点第七〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇一号から備前市久々井吉山(七七)山頂見通し線と、

基点第一〇三号と基点第三〇一号を結んだ線との交差点

一 關保地区 備前市(日生町を除く)

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

えむし、しらむ、あおのり、あおさ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 備前市東片上、西片上、浦伊部及び久々井地先

4 漁場の区域 基点第二〇四号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一二六号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第二〇一号 備前市日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第二〇四号 備前市鶴浪・東片上界東備炉材株式会社南西護岸上に設置し

た標識

基点第一〇七号 備前市西片上・浦伊部界品川リフラクトリーズ株式会社北東

角に設置した標識

基点第一二二号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第一二三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第一二六号 備前市久々井勝尾鼻北端に設置した標識

点ア 基点第一〇四号から備前市浦伊部生崎突端見通し線と、基点第

一〇七号から備前市前島北端見通し線との交差点

点イ 基点第一〇七号から備前市前島北端見通し線と、基点第一二一

号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差点

点ウ 基点第一〇一号と基点第一二二号を結んだ直線と、基点第一

三号から備前市前山(二九三)山頂見通し線との交差点

点エ 基点第一〇一号と基点第一二二号を結んだ直線と、基点第一

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 二 國係地区 備前市（日生町を除く。）

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存續期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第三〇号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 備前市久々井地先

4 渔場の区域 基点第二二二号、基点第二二二三号、点ア、イ、ウ及び基点第二二五号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二二二〇号 備前市久々井一ツ石に設置した標識

基点第二二二一号 基点第二二二〇号から南西一五〇メートルの堤防上の地点に設置した標識

基点第二二二三号 備前市久々井大砂鼻北端に設置した標識

基点第二二二五号 備前市久々井大砂東端に設置した標識

基点第二二二八号 備前市前島南端に設置した標識

点ア 基点第二二二三号から基点第二二二二号見通し線上基点第二二二三号から一五〇メートルの点

点イ 基点第二二二二号から備前市久々井勝尾鼻北端見通し線と、基点第二二二三号と基点第二二二一号を結んだ線との交差点

点ウ 基点第二二二二号から備前市久々井勝尾鼻北端見通し線と、基点第二二五号から基点第二二二八号見通し線との交差点

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 三 三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 1 免許番号 岡共第三一号

2 2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 3 渔場の位置 備前市久々井地先

4 4 渔場の区域 基点第二一〇号、基点第二一〇号、点ア、イ及び基点第二一一号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第二一〇号 備前市久々井一ツ石に設置した標識

基点第二一一号 基点第二一〇号から南西一五〇メートルの堤防上の地点に設置した標識

基点第二一二三号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第二二八号 備前市前島南西端に設置した標識

点ア 基点第二一〇号から基点第二二八号見通し線と、基点第二一二三号から備前市浦伊部生崎突端見通し線との交差点

点イ 基点第二一一号から基点第二一二三号見通し線上基点第二一一号から一五〇メートルの点

二 関係地区 備前市(日生町を除く)

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

## 第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで  
えむし、しらわ、てんぐさ、いぎす、あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 漁場の位置 漢戸内市邑久町地先

4 漁場の区域 基点第三〇一号、点ア、イ及び基点第七〇号の各点を順次結んだ三直線、基点第六号、点ウ、エ、オ及び基点第三一二号の各点を順次結んだ四直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第三〇二号、備前市日生町東久居島西端タタリ鼻に設置した標識

基点第七〇内、備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第六号、備前市日生町鴻島タコーゼ（蝶の頭）鼻突端に設置した標識

基点第一〇二号、備前市日生町大多府島北西ノ岩に設置した標識

基点第一〇一号、備前市日生町大多府島北西ノ岩に設置した標識

基点第一〇一號、備前市日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第一〇二号、備前市日生町長島橋崎東端に設置した標識

基点第一〇三号、備前市日生町長坂鼻突端に設置した標識

基点第一〇一號、備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

基点第一〇八号、瀬戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識

基点第一一一号、瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識

基点第一一三号、瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

点ア、基点第三〇一号から基点第一〇二号見通し線と、基点第一〇一號から備前市久々井官山高見通し線との交差点

点ウ、点エから基点第三三号見通し線と、基点第七六号から基点第一〇二号見通し線との交差点

点エ、基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線

点ウ、基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線

## 点才 基点第三一二号から瀬戸内市牛窓町與島東端見通し線と、基点第三一三号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし、しらわ、てんぐさ、いぎす、あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 漁場の位置 漢戸内市邑久町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 1 免許の内容となるべき事項

## 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年三月三十一日まで

えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 漁場の位置 漢戸内市邑久町尻海地先

基点第三一二号、点ア、イ及び基点第四〇三号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第三一二号、瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識

基点第三一三号、瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第三一四号、瀬戸内市邑久町尻海太鼓石ノ鼻太鼓岩に設置した標識

基点第四〇二号、瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識

基点第四〇三号、瀬戸内市牛窓町牛窓旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上、基点第四〇四号、瀬戸内市牛窓町牛窓綱崎北東端に設置した標識

基点第四〇二号から南北へ三〇〇メートルの地点に設置した標識



# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

直線、基点第七六号、点ウ及び基点第三〇八号の各点を順次結んだ二  
直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第七六号 備前市日生町鴻島タコーズケ（峰の頭）島突端に設置し

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第一〇二号 備前市日生町大多府島北西イノニ岩に設置した標識

基点第三〇七号 潮戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識

基点第三〇八号 潮戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識

基点第三一〇号 潮戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

基点第三一一号 潮戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識

基点第三一一〇号 潮戸内市邑久町虫明古世の鼻北端防波堤基部

点ア 基点第三一〇号から基点第三一一号見通し延長線と、基点第三

一〇号から基点第三〇七号見通し線との交差点

点イ 基点第三〇七号から基点第三一一号見通し線上基点第三〇七号

から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第七六号から基点第一〇二号見通し線と、基点第三〇八号  
から日生町頭島南東端見通し線との交差点

## 二 関係地区

潮戸内市邑久町

## 三 免許予定期

平成二十五年九月一日

## 四 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 五 申請期間 | 告示の日から七十五日間     |
| 六 関係地区 | 潮戸内市邑久町及び備前市日生町 |
| 七 点の位置 | 三〇〇メートルの点       |

## 免許の内容となるべき事項

### 1 免許番号

岡共第三七号

### 2 漁業種類

漁業の名称及び漁業時期

### 第二種共同漁業

### つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

### 3 渔場の位置

潮戸内市邑久町長島南及び尻海地先

### 4 渔場の区域

次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、

- (1) 基点第三〇八号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第四〇一号の各点を順次結んだ直線、基点第三一八号及び基点第三一九号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

一月一日から十二月三十一日まで

### 3 渔場の位置

備前市日生町鴻島西地先

### 4 渔場の区域

基点第七〇号、点ア、イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第三〇五号 潮戸内市邑久町虫明塚ヶ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第七〇号から邑久町虫明鍋島島頂見通し線上基点第七七号から

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第七七号から基点第三〇五号見通し線上基点第七七号から

三〇〇メートルの点

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 六 点の位置 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 七 関係地区 | 潮戸内市邑久町及び備前市日生町 |
| 八 点の位置 | 三〇〇メートルの点       |

- 基点第三〇八号 潮戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識
- 基点第三一二号 潮戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第三一三号 潮戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第三一五号 漢戸内市邑久町尻海旧錦海塩業株式会社潮止えん堤排水口から南えん堤上三〇〇メートルの地点に設置した標識

つぼ網漁業

第一種共同漁業  
一月一口から十二月三十一日まで

基点第三二八号 漢戸内市邑久町虫明瀬渡渡船場突端西角に設置した標識

3 漁場の位置 漢戸内市牛窓町鼠島地先

基点第三一九号 漢戸内市邑久町虫明向瀬渡船場突端西角に設置した標識

4 漁場の区域 基点第四二〇号を中心にして半径一五〇メートルの円と最大高潮時に設置した標識

点ア 基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線

点イ 基点第三二三号から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点

二 關保地区 漢戸内市邑久町及び牛窓町

点イ 基点第三一二号から漢戸内市牛窓町鼠島東端見通し線との交差点

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点の位置

基点第四三〇号 漢戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

点ウ 基点第三一三号から牛窓町下桜礁見通し線と基点第三一三号から三〇〇メートルの点

六 海岸線とによって囲まれた区域

点エ 基点第三一五号から点ウ見通し線上基点第三一五号から三〇〇メートルの点

1 免許内容となるべき事項

2 免許番号 国共第三九号

3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

4 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

5 漁場の区域 基点第七〇号、点ア、イ及び基点第七七号の各点を順次結んだ三直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 漢戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北東防波堤突端

点イ 漢戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北西防波堤突端

二 關保地区 漢戸内市邑久町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点の位置

点ア 漢戸内市邑久町虫明瀬夕鼻突端に設置した標識

基点第七〇号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七七号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

点の位置

点ア 漢戸内市邑久町虫明瀬夕鼻突端に設置した標識

基点第三〇五号 漢戸内市邑久町虫明瀬夕鼻突端に設置した標識

点の位置

点ア 漢戸内市邑久町虫明瀬夕鼻突端に設置した標識

基点第七〇号から三〇〇メートルの点

6 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

7 免許番号 国共第三八号

1 免許番号 国共第三八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

二 関係地区 潤戸内市邑久町及び備前市日生町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四〇〇号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 潤戸内市邑久町地先

4 渔場の区域 基点第三〇一号、点ア、イ、基点第七〇中、点ウ、エ及び基点第七六号の各点を順次結んだ直線、基点第七六号、点オ、カ、キ及び基点第三一一号の各点を順次結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第三〇一号、備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第七〇号、備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第七六号、備前市日生町鴻島タコーズケ（蝶の頭）鼻突端に設置した標識

基点第七七号、備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第一〇一二号、備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

基点第一〇一一号、備前市日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第一〇二号、備前市總浪越鳥鼻南端に設置した標識

基点第一〇三号、備前市總浪高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第三〇一号、備前市・潤戸内市界高目鼻突端に設置した標識

基点第三〇五号、潤戸内市邑久町長島橋崎東端に設置した標識

基点第三〇八号、潤戸内市邑久町虫明塚ヶ鼻突端に設置した標識

基点第三一一二号、潤戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識

基点第三一一三号、潤戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

点ア 基点第三〇一号から基点第一〇二号見通し線と、基点第一〇一

号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点

点イ 基点第二〇一号から備前市久々井宮山高見通し線と、基点第七

〇号から基点第二〇二号見通し線との交差点

点ウ 基点第七〇号から潤戸内市邑久町鍋島島頂見通し線上基点第七

〇号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第七七号から基点第三〇五号見通し線上基点第七七号から

二八〇メートルの点

点オ 基点第七六号から基点第一〇一号見通し線と、点カから基点第七

三三号見通し線との交差点

点カ 基点第三〇八号から香川県小豆郡小豆島町余ヶ崎東端見通し線

と、基点第三二三号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

点キ 基点第三一二号から潤戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点

第三二三号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

二 関係地区 潤戸内市邑久町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四一〇号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 潤戸内市邑久町尻海地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第三一二号、点ア及び基点第四〇四号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 基点第三一二号 漢戸内市邑久町牛窓立石鼻突端マグラ石に設置した標識  
基点第四〇四号 漢戸内市牛窓町牛窓館網崎北東端に設置した標識
- 基点第四〇五号 漢戸内市牛窓町龍島東端に設置した標識
- (2) 点ア 号から基点第四〇五号見通し線と、基点第四〇四号から漢戸内市邑久町虫明木島南東端見通し線との交差点  
点ア及びイ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 点ア 漢戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北東防波堤突端  
点イ 漢戸内市邑久町尻海四三八二一〇四北西防波堤突端
- 二 関係地区 漢戸内市邑久町及び牛窓町
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第四二号
- 2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
なまこ漁業  
十一月一日から翌年の三月三十一日まで  
えむし漁業  
一月一日から二月三十一日まで
- 3 渔場の位置 漢戸内市牛窓町地先  
及び基点第四〇三号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点第四一六号  
によつて囲まれた区域。ただし、河川、津波等の区域は除く。  
点の位置
- 基点第三三四号 漢戸内市邑久町尻海大鉄石ノ鼻太鉄岩に設置した標識  
基点第三二六号 漢戸内市邑久町福谷稚鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 基点第四〇二号 漢戸内市邑久町牛窓町界田錦海塩業株式会社潮止えん堤上、基点第四〇二号から南へ三〇〇メートルの地点に設置した標識
- 基点第四〇三号 漢戸内市牛窓町旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上、基点第四〇二号から北へ三〇〇メートルの地点に設置した標識
- 基点第四〇四号 漢戸内市牛窓町牛窓館網崎北東端に設置した標識
- 基点第四〇六号 漢戸内市牛窓町上筏礁灯台
- 基点第四一〇号 漢戸内市牛窓町牛窓西防波堤基部に設置した標識
- 基点第四一三号 漢戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第四一六号 漢戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻端に設置した標識
- 基点第四一七号 漢戸内市牛窓町黄島社把ノ首北東端に設置した標識
- 基点第四一九号 漢戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第四二〇号 漢戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第四二一号 漢戸内市牛窓町黒島崎南端に設置した標識
- 基点第四二三号 漢戸内市牛窓町鹿忍島立鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第三一四号から基点第四〇六号見通し線と基点第四〇二号から漢戸内市牛窓町龍島北端見通し延長線との交差点
- 点イ 基点第四〇六号から基点三三六号見通し線と、点アから牛窓町青島東南端見通し延長線との交差点
- 点ウ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四一三号から邑久町木島東南端見通し線との交差点
- 点エ 基点第四〇四号から牛窓町青島東南端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島東端見通し延長線との交差点
- 点オ 基点第四一九号から東方位一八〇度見通し線と、基点第四一〇号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差点
- 点キ 基点第四一六号から牛窓町黒島百尋礁北端見通し延長線と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第四三二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### なまい漁業

十一月一日から翌年の三月三十一日まで

### えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

### 漁場の位置

瀬戸内市牛窓町地先

### 漁場の区域

次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

- (1) 基点第四一〇号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六〇一号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

### 点の位置

基点第四二二号

- 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

### 西端に設置した標識

基点第四二二号

- 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第四二〇号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

## 西端に設置した標識

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町牛窓馬立鼻突端に設置した標識

- 基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二二号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第四六六号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六〇一号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第四二二号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点

第四二二号から基点第四六六号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点

第四二二号から基点第四二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第

四二五号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線と、基

点第四二五号から玉野市番田鉢島南端見通し線との交差点  
(2) 基点第四二二号、点オ及び点カの各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第四二二号

- 瀬戸内市牛窓町前島吉田山高頂(七一)見通し線と

歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七一)見通し線と

## 二 関係地区

- 基点第四二二号 牛窓町鹿忍城歩山高頂(九九)から牛窓町前島吉田山高頂(七一)見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

## 三 免許予定期

瀬戸内市牛窓町

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

### 1 免許番号 岡共第四四四号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### あさり漁業

一月一日から二月三十一日まで

### 3 漁場の位置

基点第四三二号及び点アを結んだ直線、基点第四〇九号及び基点第

四〇八号を結んだ直線及び基点第四三二号から基点第四六五号の間に

おける最大高潮時海岸線から伸びし七〇メートルの線と最大高潮時海





# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、津波等の区域は除く。

## 点の位置

基点第四一〇号 濑戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第四二〇号 濑戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二二号 濑戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

## 西端に設置した標識

基点第四二三号 濑戸内市牛窓町鬼怒馬立鼻突端に設置した標識

基点第四二四号 濑戸内市牛窓町鬼怒サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二五号 濑戸内市牛窓町鹿忍城ヶ奥南端に設置した標識

基点第四六六号 濑戸内市牛窓町鬼島端ノ小島西端に設置した標識

基点第六〇一号 濑戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第四二三号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点

第四二三号から基点第四六六号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点

第四二四号から某点第四二〇号見通し線との交差点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第

四二五号から三〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区大島沖波島東端見通し線と、基

点第四二五号から玉野市番田鉢島南端見通し線との交差点

(2) 基点第四二二号、点才及び点力の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河

とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第四二二号 濑戸内市牛窓町牛窓船員場

西端に設置した標識

基点第四六六号 濑戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点才 基点第四二二号から基点第四六六号見通し線と、牛窓町鹿忍鬼

歩山高頂（九九）から牛窓町前島吉田山高頂（七一）見通し線と

## の交差点

点力 牛窓町鹿忍鬼歩山高頂（九九）から牛窓町前島吉田山高頂（七

一）見通し線と牛窓町牛窓船員場の最大高潮時海岸線との交差点

## 二 地域地区 濑戸内市牛窓町

## 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

## 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第四九号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第二種共同漁業

## 迷網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 三 渔場の位置 濑戸内市牛窓町東地先

4 渔場の区域 基点第四〇四号、点ア、イ、ウ及び基点第四〇八号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河

川、港渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第三二三号 濑戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第四〇四号 濑戸内市牛窓町牛窓船員場北東端に設置した標識

基点第四〇五号 濑戸内市牛窓町牛窓東端に設置した標識

基点第四〇六号 濑戸内市牛窓町上後灘灯台

基点第四〇七号 濑戸内市牛窓町牛窓船員場南端に設置した標識

基点第四〇八号 濑戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第四一三号 濑戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

点ア 基点第四〇四号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線との交差点

点イ 基点第四〇五号から基点第三二三号見通し線との交差点

点イ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四

一三号から邑久町木島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第四〇七号から牛窓町下後灘北端見通し延長線と、基点第

四一二号から邑久町木島南東端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

二 関係地区 漣戸内市牛窓町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

達網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 漣戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域

基点第四〇六号を基点第四一二号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第四一六号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四〇四号 漣戸内市牛窓町牛窓鍋網崎北東端に設置した標識

基点第四〇六号 漣戸内市牛窓町前島砲台

基点第四一一号 漣戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一七号 漣戸内市牛窓町前島火番ノ鼻北端に設置した標識

基点第四一三号 漣戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第四一六号 漣戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

基点第四一七号 漣戸内市牛窓町黄島桺杷ノ首北東端に設置した標識

基点第四一九号 漣戸内市牛窓町黒島大角突端に設置した標識

基点第四二〇号 漣戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二一号 漣戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識

基点第四二三号 漣戸内市牛窓町鹿忍島立鼻突端に設置した標識

基点第四五〇号 漣戸内市牛窓町黒島南端旱崎に設置した標識

点ア 基点第四一二号から基点第四〇六号見通し線と、基点第四一七号から基点第四〇四号見通し線との交差点

点イ 基点第四〇四号から基点第四〇六号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇四号見通し線との交差点

一三号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第四一七号から牛窓町青島西北端見通し延長線と、点イから点乙の見通し線との交差点

点エ 基点第四〇四号から牛窓町青島北東端見通し延長線と、基点第四一七号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

点オ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四九号から真方位一八〇度見通し線との交差点

点カ 基点第四二一一号から瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻突端見通し線と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差点

点キ 基点第四一六号から牛窓町黒島百尋礁北西端見通し延長線と、基点第四二三号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差点

点メ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ソ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ハ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ナ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点リ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ミ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点キ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点メ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ナ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点リ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ミ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点キ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点メ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ナ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点リ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ミ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点キ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点メ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ナ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点リ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ミ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点キ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点メ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ナ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点リ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

点ミ 基点第四二〇号から基点四五〇号見通し延長線と、基点第四一七号から基点第四〇六号見通し延長線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

二 関係地区 漣戸内市牛窓町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

達網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 漣戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第四一二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第六〇一号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第四一〇号 漢戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識  
基点第四二〇号 漢戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識  
基点第四二二号 漢戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場  
西端に設置した標識

## 基点第四二三号

基点第四二四号 漢戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第四二五号 漢戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六六号 漢戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

基点第六〇一号 漢戸内市・筒山市界に設置した標識

点ア 基点第四二三号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点

第四二三号から基点第四六六号見通し線との交差点

点イ 基点第四二二号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点

第四二四号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線と、基点

第四二五号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第六〇一号から岡山市東区大島沖駿島東端見通し線と、基

(2) 基点第四二二号、点オ及び点カの各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第四二二号 漢戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場

## 西端に設置した標識

基点第四六六号 漢戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第四二二号から基点第四六六号見通し線と、牛窓町鹿忍處

歩山高頂（九九）から牛窓町前島吉田山高頂（七二）見通し線と

の交差点

点カ 牛窓町鹿忍處歩山高頂（九九）から牛窓町前島吉田山高頂（七

一）見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

一 関係地区 漢戸内市牛窓町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五二号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 漢戸内市牛窓町前島城ヶ鼻地先

4 渔場の区域 点アを中心として半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

## 点の位置

基点第四一一号 漢戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

点ア 基点第四一一号から漢戸内市牛窓町上後瀬塩台見通し線と、基点

第四一一号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 漢戸内市牛窓町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五二号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 漢戸内市牛窓町前島東地先

4 渔場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲ま  
れた区域

## 点の位置



# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 漢戸内市牛窓町黄島南西地先

4 渔場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線によつて囲まれた区域

## 点の位置

基点第四一四号 漢戸内市牛窓町前島船原に設置した標識

基点第四一五号 漢戸内市牛窓町前島小崎突端に設置した標識

基点第四一九号 漢戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

基点第四二一〇号 漢戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二七号 漢戸内市牛窓町牛窓津浦新防波堤中間部に表示した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町黄島波止鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四一九号から漢戸内市牛窓町黄島中崎南端見通し延長線

と、基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

点イ 基点第四一九号から牛窓町黄島中崎見通し延長線と、基点第四

二七号から牛窓町前島南西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第四一四号から牛窓町黄島松原ノ首北西端見通し延長線  
と、基点第四二七号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

点エ 基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第四  
一九号から基点第四二一〇号見通し線との交差点

二 関係地区 漢戸内市牛窓町  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

から三五〇メートルの点

## 二 関係地区

漢戸内市牛窓町

## 点の位置

基点第四二八号 漢戸内市牛窓町黒島端ノ小島南端に設置した標識

点ア 基点第四二八号から東方位一六五度見通し線上基点第四二八号

4 渔場の位置 漢戸内市牛窓町黒島南西地先

## 点の位置

基点第四二八号 漢戸内市牛窓町黒島端ノ小島南端に設置した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町前島小崎突端に設置した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町牛窓津浦新防波堤中間部に表示した標識

基点第四二九号 漢戸内市牛窓町黄島波止鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四一九号から牛窓町前島南西端見通し延長線

と、基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

点イ 基点第四一九号から牛窓町黄島中崎見通し延長線と、基点第四

二七号から牛窓町前島南西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第四一四号から牛窓町黄島松原ノ首北西端見通し延長線  
と、基点第四二七号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

点エ 基点第四一五号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第四  
一九号から基点第四二一〇号見通し線との交差点

二 関係地区 漢戸内市牛窓町  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

及び基点第四一大号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によつて  
囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第五七八号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 漢戸内市牛窓町牛窓津戸

4 渔場の区域 基点第四〇八号及び基点第四一一号を結んだ直線、基点第四一〇号

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 点の位置

基点第四〇八号

基点第四一〇号 濑戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第四一一号 濑戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第四一六号 濑戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

## 関係地区

瀬戸内市牛窓町

## 免許予定期

平成二十五年九月一日

## 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 申請期間

告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

### 1 免許番号

岡共第六〇号

### 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

### 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

### 4 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

「き」そ漁業

### 1月一日から十二月三十一日まで

### 2 漁場の位置

瀬戸内市牛窓町鹿忍地先

### 3 漁場の位置

一月一日から十二月三十一日まで

### 4 漁場の位置

瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

## 点の位置

点ア 濑戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父履地区一文字防波堤東側突端に設置した標識

点イ 点アから真方位四八度見通し線上点アから七〇メートルの点

点ウ 点エから真方位四八度見通し線上点エから七〇メートルの点

点エ 濑戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父履地区一文字防波堤西側突端に設置した標識

## 関係地区

瀬戸内市牛窓町

## 免許予定期

平成二十五年九月一日

## 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 申請期間

告示の日から七十五日間

## 点の位置

基点第四二五号 濑戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第四二五号から一〇〇メートルの点

点ア 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第六一七号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上点アから一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、七〇〇メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号から一、一〇〇メートルの点

点ア 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点アから一、一〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点イから一、一〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点ウから一、一〇〇メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、一〇〇メートルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から翌年二月三十一日まで

えむし、あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 渔場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第六一二〇号の各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六〇一号 潬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六一二〇号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識

基点第六一二一号 岡山市東区正儀、南水門町界に設置した標識

基点第六一二二号 岡山市東区水門町急岩

基点第六一二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマザギ西龍岸北西角に設置した標識

基点第八一二三号 岡山市南区小串宝鏡山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一二七号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点

第六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上

基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一二七号から基点第八一二七号見通し線上基点第六七二号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第六一二二号から基点第八一二三号見通し線と、基点第六七一

号から岡山市東区鳴島高見通し線との交差点

点オ 基点第六一二号から基点第六一二三号見通し線と、基点第六一二一

号から基点第八一二三号見通し線との交差点

点カ 基点第六一二号から基点第六一二三号見通し線と、基点第六一二一

号から基点第六一二〇号見通し線との交差点

一一 關係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

2 免許番号 岡共第六一二号

3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

4 渔場の位置 岡山市東区西大寺新及び乙子地先

5 渔場の区域 基点第六一二号、点ア、イ、基点第六一二三号及び基点第六一二三号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三一号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第六一二二号 岡山市東区西大寺新千田川左岸河口に設置した標識

基点第六一二三号 岡山市東区西大寺新千田川右岸河口吉井川堤防に設置した標識

点

点ア 基点第六三一号から基点第六一二五号見通し線上基点第六三一号

から二〇〇メートルの点  
点イ 基点第六三三号から岡山市東区金岡東三丁目日本エクスラン工業株式会社西大寺工場南端堤防内石籠壁

点ア 基点第六三一号から基点第六一二五号見通し線上基点第六三一号  
から二〇〇メートルの点  
点イ 基点第六三三号から岡山市東区金岡東三丁目日本エクスラン工業株式会社西大寺工場第一機門見通し線上基点第六三三号から二〇〇メートルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第六二三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
はまぐり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

## 点の位置

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六二五号 岡山市東区西幸西海水浴場堤防南端から北へ100メートル

の点に設置した標識

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第六三一号 岡山市東区乙子水門西堤防南端角に設置した標識

基点第六三六号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤中部曲角部角に設置した標識

基点第八二〇号 岡山市南区小串和光機工株式会社護岸北西角に設置した標識

点ア 基点第六三六号から基点第六二五号見通し線と、基点第六三一

号から基点第八二〇号見通し線との交差点

点イ 基点第六三六号から基点第六二五号見通し線と、基点第六二八号から玉野市真児町八丈岩山立石見通し線との交差点

点ウ 基点第六二八号から玉野市善田八丈岩山立石見通し線と、基点第六二四号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見通し線との交差点

点エ 基点第六三一号から基点第八二〇号見通し線と、基点第六二四

号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第六四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
はまぐり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点第六二八号、点ウ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

## 点の位置

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第六二九号 岡山市東区西幸西ボンボン山南護岸北端に設置した標識

基点第六三一号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第六三七号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠

基点第六四四号 岡山市東区九幡九幡水位観測所

点ア 基点第六二九号から基点第六四四号見通し線上点イから三五〇

メートルの点

点イ 基点第六二九号から基点第六四四号見通し線と、基点第六三一

号から基点第六二八号見通し線との交差点

点ウ 基点第六二八号から基点第六三七号見通し線上基点第六二八号

から二五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市地先

4 渔場の区域 基点第八〇六号及び基点第八〇七号を結んだ直線、基点第八〇三号、

点イ、ア及び基点第八三三号の各点を結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八〇二号 岡山市中区江並三崎港北防波堤突端に設置した標識

基点第八〇三号 岡山市中区江並旧漁船場に設置した標識

基点第八〇六号 岡山市中区桜橋一丁目岡山ガス株式会社荷揚げ場防波堤基部

に設置した標識

基点第八〇七号 岡山市中区七日市東町旧漁船場ガングンギ南角に設置した標識

基点第八〇八号 岡山市南区福島一丁目住吉神社南東端懸垂

基点第八三三号 岡山市南区海岸通一丁目旭川右岸株式会社クラレ岡山事業所

岸壁南東端に設置した標識

点ア 基点第八三三号から基点第八〇二号見通し線と、基点第八〇八

号から岡山市旭川河口積石の石柱に設置した標識見通し線との交差点

差点

点イ 基点第八〇八号から岡山市旭川河口積石の石柱見通し線と、基

点第八〇三号から玉野市常山の高頂(三〇七・二)見通し線との交差点

交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区高島東地先

4 渔場の区域 基点第八〇一号及び基点第八一八号を結んだ直線、基点第八二九号、

点ア及び基点第六三八号の各点を結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第八〇一号 岡山市中区沖元百間川櫻門南西角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点ア 基点第六三八号から基点第八一八号見通し線と、基点第八二九

号から岡山市東区鳴島南端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市

4 渔場の区域 基点第八〇八号から基点第八〇三号

号から岡山市東区鳴島南端見通し線との交差点

点の位置

基点第八〇八号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八〇三号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八一八号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八二九号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

点ア 基点第八〇八号から基点第八〇三号

号から岡山市東区鳴島南端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第六六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市

4 渔場の区域 基点第八〇八号から基点第八〇三号

号から岡山市東区鳴島南端見通し線との交差点

点の位置

基点第八〇八号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八〇三号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八一八号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

基点第八二九号 岡山市東区鳴島南端見通し線の北端に設置した標識

点ア 基点第八〇八号から基点第八〇三号

号から岡山市東区鳴島南端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一月一日から二月二十日まで

3

漁場の位置 岡山市南区阿津及び小串地先

4

漁場の区域 基点第八一八号及び点ア、基点第八二六号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第八一八号及び基点第八二六号の間における最大高

潮時海岸線から突出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八一七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識

点ア 基点第八二七号から大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第八一六号七号から五〇メートルの点

点イ 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線上（香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山高見通し線）基点第九一九号から五〇メートルの点

点ア 基点第八一八号及び基点第六三八号見通し線上基点第八一八号七号から五〇メートルの点

点イ 基点第八二六号から基点第六七二号見通し線上基点第八一六号七号から五〇メートルの点

点ア 基点第八一八号見通し線上基点第六三八号七号から五〇メートルの点

点イ 基点第八二六号から基点第六七二号見通し線上基点第八一六号七号から五〇メートルの点

点の位置

基点第六一四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六三四号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

漁場の位置 岡山市南区小串米崎及び相引地先

3

漁場の区域 基点第八二七号及び点ア、基点第九一九号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第六二四号及び点ア、基点第六三三四号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第六二四号及び基点第六三四号の間における最大高

潮時海岸線から突出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

だ直線並びに基点第八一七号及び基点第九一九号の間ににおける最大高

潮時海岸線から突出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第六四二号 岡山市東区西大寺中三丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

## 標識

基点第六五八号 岡山市東区九帖九帖港東防波堤突端南東端角に設置した標識

点ア 基点第六二四号から基点第六五八号見通し線上基点第六二四号

基点第六七七号 岡山市東区乙子永江川右岸河口突端に設置した標識

## 標識

基点第八〇一号 岡山市中区神元百間川橋門南西角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地底岩に設置した標識

点ア 基点第六三五号から基点第六七七号見通し線上基点第六三五号

## から五〇メートルの点

点イ 基点第六三四号から基点第六四二号見通し線上基点第六三四号

から五〇メートルの点

から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第七〇号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

8 漁場の位置 岡山市東区九帖、栗田、升田及び神元地先

4 漁場の区域 基点第六二五号と点ア、基点第六三七号と点イをそれぞれ結んだ直

線並びに基点第六三五号と基点第六三七号の間ににおける最大高潮時海岸線

岸線から神出し五〇メートルの線によつて囲まれた区域及び基点第六三七号と点ウ、基点第八〇一号と点エの間ににおける最大高潮時海岸線  
から神出し一〇〇メートルの線とによつて囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六二八号 岡山市西幸西比沙古岩灯標

基点第六三五号 岡山市東区金岡東町三十日日本エクスラン株式会社西大寺工

## 場南端堤防内石籠籠

基点第六三七号 岡山市東区九帖九帖港東防波堤基部燈籠

基点第六三七号 岡山市東区金岡東町三十日日本エクスラン株式会社西大寺工

## 点の位置

基点第八〇二号 岡山市中区江並三帖港北防波堤突端に設置した標識

基点第八三二号 岡山市中区平井町木場南防波堤南西端角に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第八三三号 岡山市南区海岸通一丁目旭川右岸株式会社クラレ岡山事業所

岸壁南東端に設置した標識

基点第八五一号 岡山市中区平井町木場南防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第八〇二号から基点第八三三号見通し線上基点第八〇一号

から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第七三号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

一月一日から一月三十一日まで

3

漁場の位置 岡山市南区高島地先

4

漁場の区域 基点第八二八号及び点ア、基点第八二九号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第八〇八号及び基点第八三一号の間ににおける最大高

潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

点の位置

基点第八〇一号 岡山市中区沖元百聞川極円南西角に設置した標識

基点第八二八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

基点第八四一号 岡山市南区宮浦官浦港東堤防突端に設置した標識

点ア 基点第八二八号から基点第八〇一号見通し線上基点第八二八号

から五〇メートルの点

点イ 基点第八二九号から基点第八四一号見通し線上基点第八二九号

から五〇メートルの点

3

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点ア 基点第八〇八号から岡山市中区平井宮道ケレップ水制基部見通し線上基点第八〇八号

点イ 基点第八三一号から岡山市中区江並送電鉄塔見通し線上基点第八三一号

八三一号から五〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

1 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第七四号

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

あおのり漁業

1月1日から1月31日まで

3 渔場の位置 岡山市南区郡、北浦、宮浦、阿津及び小串地先  
4 渔場の区域 基点第八二七号及び点ア、基点第八五三号及び基点第八三〇号をそ  
れぞれ結んだ直線並びに基点第八二七号から基点第八五三号の間にお  
ける最大高潮時海岸線から突出し100メートルの線によって囲まれ  
た区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第八二七号

岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三〇号 岡山市南区篠港栄町岡山港西側門防波堤突端に設置した標識  
基点第八五三号 岡山市南区篠港栄町兒島湖崎切堤防北東筋に設置した標識

点ア 基点第八二七号から岡山市東区正儀飯盛岩高見通し線上基点第  
八二七号から100メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七五号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

1月1日から1月31日まで

3 渔場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 渔場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第六七二号の各点を順次結  
んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河  
川、溝渠等の区域は除く。

8 渔場の位置 岡山市東区正儀地先

4 渔場の区域 基点第六七二号、点ア、イ及び基点第六一九号の各点を順次結んだ  
三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、  
溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六一九号 岡山市東区正儀SECカードボン株式会社岡山工場堤防南西端  
に設置した標識

基点第六二四号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六四三号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリン・サギ西海岸北西角に設置した標識

点ア 基点第六七二号から基点第六二四号見通し線上基点第六七二号  
から60メートルの点

点イ 基点第六一九号から基点第六四三号見通し線上基点第六一九号  
から350メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

1月1日から1月31日まで

3 渔場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 渔場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第六七二号の各点を順次結  
んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河  
川、溝渠等の区域は除く。

8 渔場の位置 岡山市東区正儀地先

4 渔場の区域 基点第六〇一号、瀬戸内市・岡山市界に設置した標識  
基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリン・サギ西海岸北西角に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第六〇一号から岡山市東区大島沖鼓島東端見通し線上基点

第六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区大島地竹ノ子島西端見通し線上

基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六七二号から基点第八二七号見通し線上基点第六七二号

から五〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二五号 岡山市内市牛窓町鹿忍城ヶ奥南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第

四二五号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アか

ら一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、七

〇〇メートルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ア 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号

から一、一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第七八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市南区宮浦地先

4 漁場の区域 基点第八一四号、点ア及び基点第八一五号の各点を順次結んだ二直

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、灌渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市東区升田瀬田港防波堤南西角に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第八一五号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防西側北東端（第一曲角）に設置

した標識

点ア 基点第八一四号から岡山市東区鳴島南東端見通し線と、基点第

八一五号から基点第六三八号見通し線との交差点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上点アか

ら一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上点エから一、七

〇〇メートルの点

免許の内容となるべき事項

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

1 免許番号 岡共第七九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区北浦地先

4 渔場の区域 基点第八一〇号、点ア、イ及び基点第八一一号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第八一〇号 岡山市南区北浦箱崎鼻の南西基部橋門北角に設置した標識

基点第八一一号 岡山市南区北浦箱崎鼻西端に設置した標識

基点第八三五号 岡山市南区鷲羽町岡山港四灯台

点ア 基点第八一〇号から基点第八三五号見通し線上基点第八一〇号

から二五〇メートルの点

点イ 基点第八一一号から岡山市南区海岸通一丁目株式会社クラレ岡山事業所内送電鉄塔見通し線上基点第八一一号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第八一〇号から岡山市南区北浦箱崎鼻東端に設置した標識

二 國保地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区阿津地先

4 渔場の区域 基点第八一七号、点ア、イ及び基点第八一八号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、清渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六三八号 岡山市南区升田津田防波堤南西角に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第八一七号 岡山市南区宮浦小川干拓東堤防北西端角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

点ア 基点第八一七号から基点第六三八号見通し線と、基点第八一

号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、清渠等の区域は除く。

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンマサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八一三号 岡山市南区小串宝銀山東山麓南東端に設置した標識

基点第八一四号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第八二四号から基点第六七二号見通し線と、基点第八二二号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点イ 基点第八一八号から基点第六三八号見通し線と、基点第八一四号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期口 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 漁場の区域 基点第六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第六七二号の各点を順次結ぶ直線と最大高潮時  
点ア四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河  
川、溝渠等の区域は除く。

点の位置  
一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井及び宝伝地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線と最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第四二五号 潤戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第  
四二五号から一、〇〇メートルの点

点イ 基点第四二五号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上点アか  
ら一、五〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から真方位一八〇度の線上点エから一、七〇〇  
メートルの点

点エ 基点第六一七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六一七号  
から一、一〇〇メートルの点

点イ 基点第六一七号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上  
基点第六一七号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第六一七号から基点第八二七号見通し線上基点第六七二号  
から五〇〇メートル

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期口 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第八四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

3 漁場の位置 岡山市

4 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

5 申請期間 告示の日から七十五日間

## 第二種共同漁業

## 連網漁業

一月一日から一月三十一日まで

## 漁場の位置 児島湾、吉井川及び旭川下流域

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第六七二号及び基点第八二七号を結んだ直線、基点第六三四号及び基点第六四二号を結んだ直線、基点第八〇四号及び基点第八〇五号を結んだ直線、基点第八〇二号及び基点第八三五号及び基点第八三六号を結んだ直線並びに児島湾、吉井川及び旭川の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、河川、溝渠等の区域は除く。  
点の位置

基点第六三四号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

基点第六四二号 岡山市東区西大寺中三丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

## 標識

基点第六七二号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識

基点第八〇二号 岡山市中区江並三崎港北防波堤突端に設置した標識

基点第八〇四号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

基点第八〇五号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流基部に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三五号 岡山市南区新堀栄町岡山港西灯台

基点第八三六号 岡山市南区新堀栄元町岡山港東防波堤南西角に設置した標識

点ア 岡山市中区新堀港三崎港南防波堤突端に設置した標識

(2) 基点第六二〇号、点イ及び基点第六二一号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第六二〇号 岡山市東区正儀港東鼻突端に設置した標識

基点第六二一号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識

基点第六二二号 岡山市東区水門町魚岩

点イ 基点第六二〇号から基点第六二二号見通し線と、基点第六二三号から基点第六二一号見通し線との交差点

(3) 基点第六二三号、点ウ及び基点第六二二号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六二二号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識

基点第六二三号 岡山市東区水門町魚岩

基点第六二三号 岡山市東区東幸西岡山港幸地区西防波堤基部に設置した標識

基点第六四三号 岡山市東区西幸西テイカ株式会社工場敷地堤防東角に設置した標識

点の位置

点ウ 基点第六二三号から基点第六二二号見通し線と、基点第六二二号から基点第六二一号見通し線との交差点

点の位置

基点第八〇一号 岡山市中区沖元百間川橋円南西角に設置した標識

基点第八一八号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

点エ 岡山市中区新堀港新岡山港西防波堤突端北東角に設置した標識

基点第八二九号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点オ 岡山市中区新堀港栄町第一号水門南防波堤突端

点イ 岡山市南区新堀栄町第一号水門西防波堤突端

点の位置

点ア 岡山市南区新堀栄町第一号水門南防波堤突端

点イ 岡山市南区新堀栄町第一号水門西防波堤突端

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

五 申請期間 告示の日から七十五日間

つきいそ漁業

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第八五号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

- 3 つば網漁業

- 4 渔場の位置 岡山市南区小串地先  
一月一口から二月三十一日まで

- 5 渔場の区域 基点第六一六号から玉野市石島北端見通し線上基点第六一六号

- 三 直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八三八号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第九〇二号 玉野市香田大入崎北東端に設置した標識

点ア 基点第八二七号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第八二七号から五〇メートルの点

点イ 基点第八三八号から真方位一五二度見通し線（香川県小豆郡豊

島田虹山高見通し線）と、点アから基点第九〇二号見通し線との

交差点

## 関係地区 岡山市

## 点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第八六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

- 3 つば網漁業

- 4 渔場の位置 岡山市東区大島西地先  
一月一口から十二月三十一日まで

つきいそ漁業

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第八五号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

- 3 つば網漁業

- 4 渔場の位置 岡山市東区大島冲竹ノ子島南端見通し線上基点第六一六号

- 5 渔場の区域 基点第六一三号から玉野市石島北端見通し線上基点第六一三号

- 三 直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第六一三号 岡山市東区大島地竹ノ子島北端に設置した標識

基点第六一七号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第六一三号から基点第六一七号見通し線上基点第六一三号

から一〇〇メートルの点

## 関係地区 岡山市

## 点の位置

基点第六一三号 岡山市東区大島

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第八六号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業

- 3 つば網漁業

- 4 渔場の位置 岡山市東区大島西地先  
一月一口から十二月三十一日まで

- 5 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第八八号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島犬ノ島北端先  
一月一日から一月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六一一号を中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域  
基点第六一一号 岡山市東区大島犬ノ島北端に設置した標識
- 5 点の位置
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九〇号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島沖岐島東地先  
一月一日から一月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六一一号を中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域  
基点第六一一号 岡山市東区大島沖岐島東地先に設置した標識
- 5 点の位置
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九一号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島白石中央に設置した標識  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六〇二号を中心として半径五〇メートルの円によって囲まれた区域  
基点第六〇二号 岡山市東区大島沖岐島南地先
- 5 点の位置
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九二号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島沖岐島南地先  
一月一日から一月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六〇五号、点ア、イ、ウ及び基点第六〇七号の各点を順次  
点の位置  
基点第六〇三号 岡山市東区大島沖岐島南地先に設置した標識
- 二 関係地区 岡山市

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九〇号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島沖岐島東地先  
一月一日から一月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六〇二号を中心として半径一〇〇メートルの円によって囲まれた区域  
基点第六〇二号 岡山市東区大島沖岐島東地先に設置した標識
- 5 点の位置
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九一号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島白石中央に設置した標識  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六〇二号を中心として半径一〇〇メートルの円によって囲まれた区域  
基点第六〇二号 岡山市東区大島白石中央に設置した標識
- 5 点の位置
- 二 関係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九二号
- 2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業  
つきいそ漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島沖岐島南地先  
一月一日から一月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第六〇五号、点ア、イ、ウ及び基点第六〇七号の各点を順次  
点の位置  
基点第六〇三号 岡山市東区大島沖岐島南地先に設置した標識
- 二 関係地区 岡山市

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第六〇五号 岡山市東区大庭神社前南東端 [基点第六〇六号] から北へ

00メートルの点に設置した標識

基点第六〇六号　岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識

基点第六〇七号 岡山市東区大島沖鼓島南端に設置した標識

点ア 基点第六〇五号から真方位九〇度見通し線上基点第六〇五号か

卷之二十一

点イ 基点第六〇六号から真方位一三五度見通し線上基点第六〇六号

から100メートルの奥

点ウ 基点第六〇七号から真方位一八〇度見通し線上基点第六〇七号

から「MIX-METER」の形

山市

平成二十五年九月一日

成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

示の日から七十五日間

卷之三

なるべき事項

岡共第九二号

漁業の名称及び漁業時期

漁業

卷之十

岡山市東区大島大ノ島北西地先

基点第六十一号を中心として半径100メートルの正方形を画ぶ。

れた区域

二号 岡山市東区大島大ノ島北西端礁大石に設置した標識

四三

平成二十五年九月一日

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

示の田から七十五田間

となるべき事項  
岡共第九三号  
漁業の名称及び漁業時期  
同漁業  
漁業  
から上二月三十一日まで  
置 岡山市東区大島沖竹ノ子島及び地竹ノ子島地先  
域 基点第六一五号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第六一九号の各点を順次結んだ七直線、基点第六四〇号及び基点第六四一号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

六一五号 岡山市東区大島地竹ノ子島南東端に設置した標識  
六一六号 岡山市東区大島沖竹ノ子島南端に設置した標識  
六三九号 岡山市東区大島沖竹ノ子島東端に設置した標識  
六四〇号 岡山市東区大島地竹ノ子島南端に設置した標識  
六四一号 岡山市東区大島沖竹ノ子島西北端に設置した標識  
六四五号 岡山市東区大島地竹ノ子島西北端に設置した標識  
点ア 基点第六一五号から岡山市東区大島大ノ島西北端見通し線と、  
点イから大ノ島南東端見通し線との交差点  
点ウ 基点第六四五号から真方位一八〇度見通し線と、点エから岡山市東区大島  
から五〇メートルの点  
点エ 基点第六一六号から真方位一八〇度見通し線と、点エから岡山市東区大島  
から一〇〇メートルの点  
点オ 点カから真方位一八〇度見通し線と、点エから岡山市東区大島  
南西端見通し線との交差点  
点カ 基点第六三九号から岡山市東区大島南西端見通し線と、点エから岡山市東区大島  
から五〇メートルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 二 關係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島東地先
- 4 漁場の区域 基点第六〇九号、点ワ、イ、ア及び基点第六一〇号の各点を順次結ぶ  
心だ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 5 点の位置  
基点第六〇三号 岡山市東区犬島沖波島猫石北端に設置した標識
- 基点第六〇九号 岡山市東区犬島鼓の口大石に設置した標識
- 基点第六一〇号 岡山市東区犬島大島海水浴場東防波堤突端
- 基点第六一六号 岡山市東区犬島沖波島竹ノ子島南端に設置した標識
- 点ア 基点第六一〇号から東方位一八〇度見通し線と、基点第六一六号から岡山市東区犬島沖波島南端見通し線との交差点
- 点イ 基点第六一六号から岡山市東区犬島沖波島南端見通し線上点アから一〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第六〇九号から基点第六〇三号見通し線上基点第六〇九号から五〇メートルの点
- 二 關係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先
- 4 漁場の区域 基点第六一〇八号から真方位〇度見通し線上基点第六一〇八号から五〇メートルの点
- 5 点の位置  
基点第六一〇八号 岡山市東区犬島北端に設置した標識
- 点ア 基点第六一〇八号から東方位〇度見通し線上基点第六一〇八号から五〇メートルの点
- 二 關係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先
- 4 漁場の区域 基点第六四六号、点ア、イ及び基点第六四七号の各点を順次結んだ  
三百線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 5 点の位置  
基点第六四六号 岡山市東区犬島大島海西側護岸北端に設置した標識
- 基点第六四七号 岡山市東区犬島中の谷東防波堤基部に設置した標識
- 点ア 基点第六四六号から東方位〇度見通し線上基点第六四六号から

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九五号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先
- 4 漁場の区域 基点第六一〇八号から真方位〇度見通し線上基点第六一〇八号から五〇メートルの点
- 5 点の位置  
基点第六一〇八号 岡山市東区犬島北端に設置した標識
- 二 關係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先
- 4 漁場の区域 基点第六一〇八号から真方位〇度見通し線上基点第六一〇八号から五〇メートルの点
- 5 点の位置  
基点第六一〇八号 岡山市東区犬島北端に設置した標識
- 二 關係地区 岡山市
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第九六号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第三種共同漁業
- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先
- 4 漁場の区域 基点第六四六号、点ア、イ及び基点第六四七号の各点を順次結んだ  
三百線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 5 点の位置  
基点第六四六号 岡山市東区犬島大島海西側護岸北端に設置した標識
- 基点第六四七号 岡山市東区犬島中の谷東防波堤基部に設置した標識
- 点ア 基点第六四六号から東方位〇度見通し線上基点第六四六号から

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

1100メートルの点

点イ 基点第六四七号から東方位〇度見通し線上基点第六四七号から

1100メートルの点

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十一月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

4 漁場の区域 基点第六二六号、第六二七号、点ア、イ及び基点第六三〇号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第六二六号 岡山市東区西幸西墓山大岩に設置した標識

基点第六二七号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第六三〇号 岡山市東区西幸西紙園港防波堤基部に設置した標識

基点第六四四号 岡山市東区九堵九堵水位観測所

点ア 基点第六二七号から基点第六二八号見通し線上基点第六二七号

から1100メートルの点

点イ 基点第六三〇号から基点第六四四号見通し線上基点第六三〇号

から1100メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第九七号
- 3 漁場の位置 岡山市東区大島犬ノ島北端に設置した標識
- 4 漁場の区域 点アを中心半径1100メートルの円で囲まれた区域

点の位置

つきいそ漁業

一月一日から十一月三十一日まで

3 漁場の位置 岡山市東区大島犬ノ島北西地先

4 漁場の区域 点アを中心半径1100メートルの円で囲まれた区域

点の位置

基点第六二六号 岡山市東区西幸西墓山大岩に設置した標識

基点第六二七号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

基点第六二八号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第六三〇号 岡山市東区西幸西紙園港防波堤基部に設置した標識

基点第六四四号 岡山市東区九堵九堵水位観測所

点ア 基点第六二七号から基点第六二八号見通し線上基点第六二七号

から1100メートルの点

点イ 基点第六三〇号から基点第六四四号見通し線上基点第六三〇号

から1100メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第九八号
- 3 漁場の位置 岡山市旭川河口域
- 4 漁場の区域 基点第八三四号を中心として半径500メートルの円によって囲まれた区域

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第九八号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

た区域

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点の位置

基点第八三四号 梶川河口積石石柱

二 關係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇〇号

2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区北浦地先

4 渔場の区域 基点第八〇九号、点ア、イ、ウ及び基点第八〇九号の各点を順次結んだ四直線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第八〇九号 岡山市南区北浦北浦港西防波堤突端石柱

基点第八一〇号 岡山市南区北浦篠崎鼻の南西基部極西北角に設置した標識

基点第八一一号 岡山市南区北浦篠崎鼻北西端に設置した標識

基点第八三五号 岡山市南区篠榮町岡山港西灯台

点ア 基点第八〇九号から岡山市南区海岸通一丁目株式会社クラレ岡

山事業所内送電鉄塔を見通した線上基点第八〇九号から一〇〇メートルの点

から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第八〇九号から基点第八一一号見通し線と、基点第八一〇号

号から基点第八三五号見通し線との交差点

二 關係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇一号

2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区阿津ツブシ礁灯標

点ア 基点第八一九号から島東端見通し線上基点第八一九号から五〇メートルの点

## 点の位置

基点第八一九号 岡山市南区阿津ツブシ礁灯標

点ア 基点第八一九号から島東端見通し線上基点第八一九号から五

## 二 關係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇二号

2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 岡山市南区小串地先

4 渔場の区域 基点第八二五号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第九〇一号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、

河川、津渠等の区域は除く。

二 關係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 点の位置

基点第六七二号 岡山市東区正儀マリンサギ西海岸北西角に設置した標識

基点第八二五号 岡山市南区小串西米崎山腹東北端に設置した標識

基点第八二六号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第八五四号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

点ア 基点第八二五号から基点第六七二号見通し線上基点第八二五号

から一〇〇メートルの点

点イ 基点第八二六号から基点第六七二号見通し線上基点第八二六号

から五〇メートルの点

点ウ 基点第八二七号から岡山市東区久々井大浦鼻見通し線上基点第九〇一号

から一〇〇メートルの点

点エ 基点第九〇一号から真方位一八〇度見通し線上基点第九〇一号

から一〇〇メートルの点

二 関係地区 岡山市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一〇三号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上地先

- 4 漁場の区域 基点第九〇三号、点ア、イ及び基点第九〇七号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九一〇号 玉野市小蛭島々頂に設置した標識

基点第一〇〇一号 玉野市東野崎うち頭防波堤突端に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

基点第一〇〇五号 玉野市沼出崎南端に設置した標識

## 点の位置

## 基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九〇六号 玉野市胸上波張崎東側斜面に設置した標識

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九〇六号から番川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線

上基点第九〇六号から一〇〇メートルの点

点ア 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点イ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点オ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点カ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ハ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ナ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ホ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ソ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点リ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点シ 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点

点ス 基点第九〇七号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点第九〇七

号から一〇〇メートルの点



# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第九三五号 玉野市番田字鍋島一九七一番地先に設置した標識

基点第九三六号 玉野市番田字鍋島二九三三番地先に設置した標識

点二 基点第九三五号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三五号から四三〇メートルの点

点才 基点第九三六号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三六号から四五〇メートルの点

5 綱張又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない。

一 關係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、

山田、京野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、篠瀬、宇野、和田、御崎、  
向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、波川及び岡山市南区小串

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一〇七号

2 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 玉野市胸上から沿に至る地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第九〇六号、第九三七号、点ア、イ、ウ及び基点第九〇八号の各点を順次  
結んだ五直線、基点第九〇九号、点三及び基点第一〇三一号の各点を順次結んだ  
二直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等  
の区域を除く。

点の位置

基点第九二二三号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野

峰塩田えん堤上南へ一四〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二四号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場北東角に設置した

標識

基点第九二二八号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から

東野崎塩田えん堤上南へ五七〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二九号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野

崎塩田えん堤上南へ七九〇メートルの点に設置した標識

基点第九二三〇号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識

点ア 基点第九二九号から基点第九三〇号見通し線と、基点第九二四  
号から玉野市石島石島港東側防波堤基部見通し線との交差点

基点第六五六号 岡山市東区正儀金山(飯盛山)南端に設置した標識

基点第九〇六号 玉野市胸上波張崎東側斜面に設置した標識

基点第九〇七号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第九〇八号 玉野市石島北東岡山県・香川県界に設置した標識

基点第九〇九号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第九三七号 玉野市坊子島島頂に設置した標識

基点第一〇〇四号 玉野市沼田崎東端に設置した標識

点ア 基点第一〇三一号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後閑との境界)

点ア 基点第九三七号から真方位一三五度五〇分見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧村山高見通し線)と、基点第一〇〇四号から基

点第六五六号見通し線との交差点

点イ 基点第九〇七号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西端見通し  
線と、基点第一〇〇四号から基点第六五六号見通し線との交差点

点ウ 基点第九〇八号から真方位六〇度見通し線と、基点第九〇七号  
から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西端見通し線との交差点

点エ 基点第九〇九号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、  
基点第一〇三一号から玉野市後閑投石見通し線との交差点

点オ 基点第九二二三号、点ア、イ及び基点第九二二八号の各点を順次結んだ三直線と最  
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第九二二三号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から東野

峰塩田えん堤上南へ一四〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二四号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場北東角に設置した

標識

基点第九二二八号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から

東野崎塩田えん堤上南へ五七〇メートルの点に設置した標識

基点第九二二九号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から東野

崎塩田えん堤上南へ七九〇メートルの点に設置した標識

基点第九二三〇号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識

点ア 基点第九二九号から基点第九三〇号見通し線と、基点第九二四  
号から玉野市石島石島港東側防波堤基部見通し線との交差点

点イ 基点第九二九号から基点第九三〇号見通し線と、基点第九二八  
号から香川県小豆郡土庄町豊島高見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない。

二 關係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、

山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、篠瀬、宇野、和田、御崎、

向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び浪川

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

### 第二種共同漁業

#### つぼ網漁業

一月一日から十二月三十日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第九一九号、点ア、イ及び基点第九〇二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

#### 点の位置

基点第八二七号 岡山市南区小串米崎燈台

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九一九号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識

点ア 基点第九一九号から真方位一五二度見通し線(香川県小豆郡豊島田止山高見通し線)と、点イから基点第八二七号見通し線との交差点

#### 交差点

点イ 基点第九〇二号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九〇二号から一〇メートルの点

(2) 基点第九三五号、点ウ、エ及び基点第九三六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

#### 点の位置

基点第九三五号 玉野市番田字鍋脇一九七二番地先に設置した標識

基点第九三六号 玉野市番田字鍋脇一九七三番地先に設置した標識

点ウ 基点第九三五号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

基点第九三五号から四三〇メートルの点

点エ 基点第九三六号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上

山田、東野崎、沼及び石島

三 免許予定日 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一〇九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

### 第二種共同漁業

#### つぼ網漁業

一月一日から十二月三十日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑、大藪及び田井地先

4 漁場の区域 基点第一〇〇八号、点ア及び基点第一〇一六号の各点を順次結んだ

三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

#### 点の位置

基点第一〇〇八号 玉野市後閑ゴマノ浦塙橋北端に設置した標識

基点第一〇一三号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第一〇一四号 玉野市田井五丁目野々浜防波堤塙突端に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井塙突端一本石に設置した標識

点ア 基点第一〇一三号からの基点第一〇一六号見通し線と、基点第一〇〇八号からの基点第一〇一四号見通し線との交差点

#### 点の位置

二 關係地区 玉野市後閑、大藪、田井、篠瀬及び宇野

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一〇号

2 渔業種類 渔業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

3 渔場の位置 玉野市後園から玉に至る地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第一〇三一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第一一〇一号の各点を順次結んだ九直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第九〇九号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第一〇〇九号 玉野市後園恵比須の鼻に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識

基点第一〇一八号 玉野市宇野三丁目ナキンダキンダ鼻南端に設置した標識

基点第一〇一四号 玉野市宇野三丁目玉野淨化センター南端岸角(旧難越鼻突端)

基点第一〇三二号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後園との境界)

基点第一一〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識  
基点第一一〇二号 倉敷市

点ア 基点第九〇九号から玉野市後園投石見通し線と、  
基点第一〇三一号 倉敷市堅場島南端に設置した標識

点イ 基点第九〇九号から玉野市田井童院大屋根西端見通し線と、  
基点第一〇〇九号から玉野市築港タヌキ山高見通し線と、

点ウ 基点第一〇一六号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線  
点カ 基点第一〇一四号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線

と、基点第一〇〇九号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交

差点

点王 基点第一〇一六号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線  
と、基点第一〇一四号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し

線との交差点

点才 基点第一〇一四号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線  
と、基点第一〇一八号から玉野市向日比地嶽山高頂見通し線との交

差点

点力 基点第一〇一八号から玉野市向日比地嶽山高頂見通し線と、基  
点第一〇一四号から香川県高松市龜水町紅ノ峰鼻見通し線との交

差点

点キ 基点第一〇一二四号から香川県高松市龜水町紅ノ峰鼻見通し線  
と、基点第一一〇一号から香川県高松市龜水町牛山ノ鼻見通し線  
との交差点

差点

点ク 基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
と、基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
との交差点

差点

点ギ 基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
と、基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
との交差点

差点

点リ 基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
と、基点第一一〇一号から香川県香川郡直島町牛山ノ鼻見通し線  
との交差点

差点

点ア 玉野市宇野一丁目宇高国道フエリー接觸南基部から南へ岸壁上  
二十メートルの点に設置した標識

点イ 点アから真方位一九〇度見通し線上点アから四九メートルの点

点ウ 点イから真方位一八〇度見通し線上点イから六〇・五メートル  
の点

点リ 点王から真方位一〇七度三〇分見通し線上点ウから二一・八メ  
ートルの点

点王 点ウから真方位一九〇度見通し線上点王から一四〇メートルの

点カ 点才から真方位一一〇度三〇分見通し線上点才から一八五メー

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 1 免許の内容となるべき事項  
1.1 免許番号 岡共第一二一號  
1.2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
1.3 第二種共同漁業  
1.4 漁場の位置 玉野市大槌島北端先  
1.5 一月一日から十二月三十一日まで  
1.6 申請期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
1.7 告示の日から七十五日間
- 2 制限又は条件 魚類を捕獲して操業してはならない。
- 3 關係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後間、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び波川
- 4 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 5 申請期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 6 免許の内容となるべき事項  
6.1 免許番号 岡共第一二一號  
6.2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
6.3 第二種共同漁業  
6.4 つきいそ漁業  
6.5 一月一日から十二月三十一日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 1 免許の内容となるべき事項  
1.1 免許番号 岡共第一二一號  
1.2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
1.3 第二種共同漁業  
1.4 漁場の位置 玉野市田井、大藪及び後間地先  
1.5 一月一日から十二月三十一日まで  
1.6 申請期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
1.7 告示の日から七十五日間
- 2 制限又は条件 魚類を捕獲して操業してはならない。
- 3 關係地区 玉野市田井、大藪、後間、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び波川
- 4 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 5 申請期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 6 免許の内容となるべき事項  
6.1 免許番号 岡共第一二一號  
6.2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
6.3 第二種共同漁業  
6.4 つきいそ漁業  
6.5 一月一日から十二月三十一日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

4 漁場の区域 基点第一〇〇七号、点ア、イ及び基点第一〇一六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一〇〇七号 玉野市後関笠石の鼻突端に設置した標識

基点第一〇一一号 玉野市後関平成橋東詰南端に設置した標識

基点第一〇一三号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第一〇一五号 玉野市田井五丁目野々浜港南側防波堤北東角に設置した標識

基点第一〇二一号 玉野市番田大入崎養魚場跡防波堤北端角に設置した標識

基点第一〇一六号 玉野市田井量崎突端一本石に設置した標識

点ア 基点第一〇〇七号から基点第一〇一一号見通し線と、基点第一

〇一五号から玉野市後関鳥打岬見通し線との交差点

点イ 基点第一〇一五号から玉野市後関鳥打岬見通し線と、基点第一

〇一六号から基点第一〇一六号見通し線との交差点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、櫛岡、東田井地、西田井地、

山田、東野崎、沼、石島、後関、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、  
向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び荒川

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市番田大入崎地先

4 漁場の区域 基点第九〇二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第九〇三号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第九〇二号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第九〇三号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第九一三号 玉野市番田大入崎養魚場跡防波堤北端角に設置した標識

基点第九一五号 玉野市番田鮮島東端に設置した標識

基点第九〇二号から基点第九一五号見通し線と、基点第九一三

号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線との交差点

点ア 基点第九〇二号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線上基点

第九〇一号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第九〇三号から岡山市東区犬島沖竹の子島南端見通し線上

基点第九〇三号から一〇〇メートルの点

点王 基点第九〇三号から真方位一四二度見通し線上（香川県小豆郡

土庄町豊島旧蛇山高見通し線王）基点第九〇三号から三〇〇メー

トルの点

二 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、櫛岡、東田井地、西田井地、

山田、東野崎、沼、石島、後関、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、  
向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比及び荒川

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 玉野市後関地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 点の位置

基点第一〇一〇号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識

基点第一〇一一号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識

基点第一〇一三号 玉野市大蔵南ヶ崎突端に設置した標識

基点第一〇三〇号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識

点ア 基点第一〇一〇号から玉野市田井意崎北端見通し線と、基点第

一〇一一号から玉野市石島へラガ崎突端見通し線との交差点

点イ 基点第一〇一三号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し

線と、基点第一〇一〇号から玉野市田井意崎北端見通し線との交

差点

点ウ 基点第一〇一三号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島西端見通し

線と、基点第一〇三〇号から玉野市田井意崎南端見通し線との交

差点

点エ 基点第一〇三〇号から玉野市田井意崎南端見通し線と、基点第

一〇一一号から玉野市石島へラガ崎突端見通し線との交差点

点オ 基点第一〇四七号から基点第一〇四五号見通し線と、基点第

一〇六号から大瀬島高見通し線との交差点

点カ 基点第一〇四六号から大瀬島高見通し線と、基点第一〇四七号

から玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇二一号から香川県女木島高見通し線と、基点第一〇

四六号から大瀬島高見通し線との交差点

## 点の位置

基点第一〇四五号 玉野市深井町大坂鼻突端に設置した標識

基点第一〇四六号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

基点第一〇四七号 玉野市深井町長樂鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇四七号から基点第一〇四五号見通し線と、基点第一

〇四六号から大瀬島高見通し線との交差点

点カ 基点第一〇四六号から大瀬島高見通し線と、基点第一〇四七号

から玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

点オ 基点第一〇四七号から基点第一〇四五号見通し線と、基点第一

〇四六号から大瀬島高見通し線との交差点

点カ 基点第一〇四六号から大瀬島高見通し線と、基点第一〇四七号

から玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

点オ 基点第一〇四七号から基点第一〇四五号見通し線と、基点第一

〇四六号から大瀬島高見通し線との交差点

点カ 基点第一〇四六号から大瀬島高見通し線と、基点第一〇四七号

から玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

点オ 基点第一〇四六号から大瀬島高見通し線と、基点第一〇四七号

から玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一〇二一号から香川県女木島高見通し線と、基点第一〇

四六号から大瀬島高見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

- 免許番号 岡共第一一七号
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

### 3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第一一〇二号、点ア、イ及び基点第一一〇一号の各点を順次結んだ三直線によって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

### 点の位置

基点第一一〇一号 倉敷市下津井一丁目紙兩神社

基点第一一二六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置した標識

点ア 基点第一一二六号から香川県丸龜市本島東端見通し線上基点第一二二七号 倉敷市下津井五丁目松岩に設置した標識

点イ 基点第一一二七号から倉敷市大島北西端見通し線上基点第一一七号から一〇〇メートルの点

点ア 基点第一一二六号から倉敷市大島北西端見通し線上基点第一一七号から一〇〇メートルの点

### 二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

## 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

## 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 免許番号 岡共第一一八号
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### えむし漁業

一月一日から一月三十一日まで

ほととぎすがい（小貝）漁業

五月一日から十月三十一日まで

### 3 漁場の位置 倉敷市堅場島東地先

4 漁場の区域 基点第一一〇二号から玉野市大槌島東端見通し線との交差点

点ア 基点第一一〇一号から玉野市日比六丁目鼻操突端見通し線と、基点第一一〇四号から玉野市大槌島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一一〇一号から玉野市日比六丁目鼻操突端見通し線

点ア 基点第一一〇四号から玉野市大槌島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一一〇一号から玉野市日比六丁目鼻操突端見通し線

点ア 基点第一一〇四号から玉野市大槌島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一一〇一号から玉野市日比六丁目鼻操突端見通し線

点ア 基点第一一〇四号から玉野市大槌島東端見通し線との交差点

点イ 基点第一一〇一号から玉野市日比六丁目鼻操突端見通し線

### 二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

## 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 免許番号 岡共第一一九号
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### なまこ漁業

十一月一日から翌年二月三十一日まで

### わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

### 3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

4 漁場の区域 基点第一二二一号、第一二二二号、点ア、イ、ウ及び基点第一二二三号の各点を順次結んだ五百線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、灌渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一二二一号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

基点第一二二四号 倉敷市下津井吹上二十目吹上港西防波堤灯籠

基点第一二二二号 倉敷市益島西端に設置した標識

基点第一二二三四号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一二二二号から香川県坂出市櫃石島合戸鼻見通し線と、

倉敷市大島鶴羽山山頂から香川県坂出市与島東の高見通し線との交差点

点イ 基点第一二二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、倉敷市大島鶴羽山山頂から香川県坂出市与島東の高見通し線との交差点

点ウ 基点第一二二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第一二二四号から香川県坂出市小瀬島東端見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市(旧児島市)

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 点の位置

基点第一二二二〇号、倉敷市益島東北端に設置した標識

基点第一二二二一号 倉敷市益島南端に設置した標識

点ア 基点第一二二二〇号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第一二二二〇号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一二二二一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二二〇号から三〇メートルの点

点ウ 基点第一二二二〇号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第一二二二〇号から三〇メートルの点

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

三 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

四 漁場の区域 基点第一二二〇号と点ア、基点第一二二二一号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一二二二〇号と基点第一二二二一号の間(益島東側)における最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートルの線によって囲まれた区域及び基点第一二二二〇号と点ア、基点第一二二二一号と基点第一二二二〇号の間(益島西側)における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線によって囲まれた区域

まれた区域及び基点第一二二二〇号と点ア、基点第一二二二一号と基点第一二二二〇号の間(益島西側)における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線によって囲まれた区域

それぞれ結んだ直線並びに基点第一二二二一号と基点第一二二二〇号の間(益島西側)における最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートルの線によって囲まれた区域

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

まれた区域及び基点第一二二一七号と点ウ、基点第一二二一五号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一二二一七号と基点第一二二一五号の間（六口島東側）における最大高潮時海岸線から沖田三〇メートルの線によつて囲まれた区域

## 点の位置

基点第一二二一五号 倉敷市六口島南端に設置した標識

基点第一二二一七号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した標識

点ア 基点第一二二一五号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二一五号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点ウ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点エ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点オ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点カ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点シ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点ハ 基点第一二二一五号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二二一五号から一五〇メートルの点

点ヒ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点リ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点ヲ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点メ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

点キ 基点第一二二一七号から倉敷市大網内島南端見通し線上基点第一二二一七号から一五〇メートルの点

## 点の位置

基点第二二二一号 倉敷市大島一丁目大島漁港北波止基部に設置した標識

基点第二二二二号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

点ア 基点第二二二一号から倉敷市堅島島南端見通し線上基点第一二二一

二 収納期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

えむし漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 倉敷市児島地先

4 渔場の区域 基点第一二〇八号及び基点第一二二〇号を結んだ直線並びに小田川昭和橋下流端と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一二〇八号 倉敷市児島下の町二丁目和井田港東防波堤南端に設置した

## 標識

基点第一二〇八号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場駐車場東側護岸角に

点の位置

二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

つば網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第一二四〇号、点ア、イ及び基点第一二四一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 1 免許の内容となるべき事項  
免許番号 岡共第一二四号  
2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業

1月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島北地先  
4 漁場の区域 基点第一二三〇号、点ア、イ及び基点第一二三一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二二六号 倉敷市下津井四丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置した標識

基点第一二二九号 倉敷市六口島牛の首北東端に設置した標識

基点第一二三〇号 倉敷市六口島大首鼻赤辺の右に設置した標識

基点第一二三一号 倉敷市六口島茶屋鼻突端に設置した標識

基点第一二三二号 倉敷市六口島柳谷防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一二三〇号から基点第一二二六号見通し線と、基点第一

二二九号から基点第一二三二号見通し線との交差点

点イ 基点第一二三一号から基点第一二二六号見通し線と、基点第一

二二九号から基点第一二三二号見通し線との交差点

点ウ 基点第一二三一号から基点第一二二六号見通し線と、基点第一

二二九号から基点第一二三二号見通し線との交差点

二 関係地区 倉敷市（旧児島市）

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
つば網漁業

1月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島田の口及び唐琴地先  
4 漁場の区域 基点第一二〇一号、点ア及び基点第一二〇六号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

- 1 免許の内容となるべき事項  
免許番号 岡共第一二五号  
2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

点の位置

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇六号 倉敷市児島下の町九丁目一八一三四福山通運株式会社児島

営業所岸壁南西端角に設置した標識  
基点第一二〇七号 倉敷市児島下の町十丁目一八香港防波堤基部から突端に向  
け最初の曲角に設置した標識

点ア 基点第一二〇一号から基点第一二〇七号見通し線と、基点第  
一〇六号から倉敷市益島東端見通し線との交差点

二

関係地区 倉敷市（旧児島市）

三・免許予定期 平成二十五年九月一日

四・存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五・申請期間 告示の日から七十五日間

三 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 団共第一二七号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から一月三十一日まで

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一二〇一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び  
点スの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。  
ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一二〇一号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

基点第一二〇五号 倉敷市児島田の口六丁目雁山岬突端に設置した標識

基点第一二一一号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

基点第一二一五号 倉敷市下津井一丁目祇園神社

基点第一二一一号 倉敷市益島西端に設置した標識

基点第一二一五号 倉敷市六口島南端に設置した標識

基点第一二二六号 倉敷市六口島北端に設置した標識

基点第一二三四号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一二〇一号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線  
と、基点第一二二一号から玉野市向日比松ヶ鼻見通し線との交差  
点

点イ 基点第一二〇五号から香川県坂出市与島町宮木島東端見通し線  
と、基点第一二二一号から玉野市大槌島南端見通し線との交差  
点ウ 基点第一二〇五号から香川県坂出市与島町宮木島東端見通し線  
と、香川県坂出市与島町櫛石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通  
し線との交差点

点エ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市雄山山頂見通し線と、  
香川県坂出市与島町櫛石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通  
し線との交差点

点オ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市雄山山頂見通し線と、  
基点第一二二一号から香川県坂出市与島町櫛石島合戸鼻見通し線  
との交差点

点カ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通

し線と、基点第一二二二号から香川県坂出市与島町櫛石島合戸鼻  
見通し線との交差点

点キ 倉敷市大島鷲羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通  
し線と、基点第一二二三号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第  
二二二三号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との交差点

点ク 基点第一二二三四号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第  
二二二五号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線との交差点

点ケ 基点第一二二五号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線  
と、香川県坂出市与島町櫛石島西浜の高から香川県丸亀市手島甚  
平鼻北端見通し線との交差点

点ロ 香川県坂出市与島町櫛石島西の浜高から香川県丸亀市手島甚平  
鼻北端見通し線と、香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市  
寄島町寄島北端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 点サ 岩川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から淡路市寄島町寄島北東端  
見通し線と、基点第一二二五号から岩川県丸亀市宇島甚平鼻北端  
見通し線との交差点
- 点シ 基点第一二一六号から倉敷市人柄内島南端見通し線と、点スから  
岩川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線との交差点
- 点ス 倉敷市猿池二丁目三百山三角点から岩川県丸亀市広島ハジカミ  
鼻見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点
- (2) 点A、B、C、及び点Dを順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって固  
まれた区域
- 点の位置
- 点A 倉敷市児島太田一丁目一七四三番地（同六番一三号）北端より  
市道上バラベットの側溝の南端に設置した標識
- 点B 倉敷市太瀬地島南端に設置した標識
- 点C 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤上部南端（水平面南端）
- 点D 倉敷市児島元浜町八八番地二地先児島ボートレース場北の側  
壁の東端に設置した標識
- 二 関係地区 倉敷市（旧児島市）
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岡共第一二八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 第二種共同漁業
- 建網漁業
- 一月一日から二月二十一日まで
- 3 渔場の位置 倉敷市瀬地諸島及び上水島地先
- 4 渔場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点イの各点を順次結んだ七直線  
によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた

陸地、及び点ケ、コ、サ、シを順次結んだ四直線によつて囲まれた区  
域を除く。

## 点の位置

基点第一二一四二号 倉敷市上瀬地島東端に設置した標識

基点第一二一四四号 倉敷市太瀬地島南端に設置した標識

基点第一二四六号 倉敷市児島生高島北端南側防波堤基部に設置した標識

基点第一四四九号 倉敷市大柄内島島頂に設置した標識

点ア 倉敷市猿池二丁目三百山三角点から岩川県丸亀市広島町広島ハ  
ジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

点イ 基点第一二一四二号から真方位九〇度見通し線上基点第一二四二  
号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一二一四二号から真方位一八〇度見通し線上基点第一二四  
二号から一〇〇メートルの点

点エ 基点第一二一四六号から倉敷市イサロ瀬地島西端見通し延長線  
と、基点第一一四四号から倉敷市小杓島島頂見通し線との交差点

点オ 基点第一四四九号から真方位二三度見通し線と、基点第一二四  
二号から倉敷市小杓島島頂見通し延長線との交差点

点カ 基点第一四四九号から真方位二三度見通し線と、倉敷市児島生高  
島瀬戸埠頭株式会社地先防波堤南端から淡路市寄島町青佐鼻東端見  
通し線との交差点

点キ 点アから淡路市寄島町竜王山山頂見通し線と倉敷市児島生高  
島瀬戸埠頭株式会社地先防波堤南端から淡路市寄島町青佐鼻東端見  
通し線との交差点

点ク 基点第一二一四六号から倉敷市イサロ瀬地島西端見通し線と点ア  
から淡路市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点

点ケ 点オから基点一二四四号見通し線上、点オから一、四〇〇メー  
トルの点

点コ 点オから基点一二四四号見通し線上、点オから一、一〇〇メー  
トルの点

点サ 点オから真方位二三度見通し線上、点オから一、四一〇メート  
ルの点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

ルの点

点シ 点才から真方位二三度見通し線上、点才から一、七六〇メートル

## 5 制限又は条件

- (1) まきえ釣漁業の竿先一〇〇メートル以内で操業してはならない。  
(2) 魚類を威嚇して（射る）操業してはならない。

## 二 關係地区 倉敷市（旧児島市）

### 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

### 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

### 五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

### 1 免許番号 岡共第一二九号

### 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第三種共同漁業

## つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

### 3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

### 4 渔場の区域 基点第一二三〇三号、点タ、イ、ア及び基点第一二三〇六号の各点を順

## 点の位置

### 基点第一二三〇三号 倉敷市連島町鷺新田大がんぎ石地蔵

### 基点第一二三〇四号 倉敷市連島町鷺新田水島大橋下流側東端から三八八メートル

ルの点

### 基点第一二三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧瀬橋下流側西端から三六〇メートル の点

### 基点第一二三〇六号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流端東角に設置した標識

### 基点第一四〇一号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東園土交通省の設置した

標識

## 点ア 基点第一二三〇五号から点イ見通し線と、基点第一二三〇六号から

### 倉敷市連島町西之浦潮止堤下流端見通し線との交差点

### 点イ 基点第一四〇一号から倉敷市連島町西之浦旧瀬橋東詰見通し線 と、基点第一二三〇三号から倉敷市玉島上成旧瀬橋西詰見通し線と

### の交差点

- (1) 一文字防波堤（捨石も含む。）は、港湾構造物であるのでこれを破損してはならない。

- (2) 維持管理のための工事は、これを受忍しなければならない。

## 点ウ 基点第一二三〇三号から基点第一四〇一号見通し線と、点イから

### 倉敷市連島町西之浦潮止堤下流端見通し延長線との交差点

## 二 關係地区 倉敷市連島

### 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

### 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

### 1 免許番号 岡共第一二〇号

### 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

### しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、までがい、もがい、えむし漁業

一月一日から十二月三十一日まで

### 3 漁場の位置 倉敷市連島町西之浦新田地先

### 4 渔場の区域 基点第一二三〇三号、点タ、イ、ア及び基点第一二三〇六号の各点を順

## 次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

### 基点第一二三〇三号 倉敷市連島町鷺新田大がんぎ石地蔵

### 基点第一二三〇四号 倉敷市連島町鷺新田水島大橋下流側東端から三八八メートル

ルの点

### 基点第一二三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧瀬橋下流側西端から三六〇メートル の点

### 基点第一二三〇六号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流端東角に設置した標識

の点

## 点ア 基点第一二三〇五号から点イ見通し線と、基点第一二三〇六号から

### 倉敷市連島町西之浦潮止堤下流端見通し線との交差点

### 点イ 基点第一四〇一号から倉敷市連島町西之浦旧瀬橋東詰見通し線 と、基点第一二三〇三号から倉敷市玉島上成旧瀬橋西詰見通し線と

### の交差点

- (1) 一文字防波堤（捨石も含む。）は、港湾構造物であるのでこれを破損してはならない。

- (2) 維持管理のための工事は、これを受忍しなければならない。

## 点ウ 基点第一二三〇三号から基点第一四〇一号見通し線と、点イから

### 倉敷市連島町西之浦潮止堤下流端見通し延長線との交差点

## 二 關係地区 倉敷市連島

### 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

### 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

五 申請期間 告示の日から七十五日間

月 日から(一)月三十一日まで

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

おおのがい、えむし漁業

一月一日から(一)月三十一日まで

3 渔場の位置 倉敷市玉島黒崎南浦地先

4 渔場の区域 基点第一四三九号及び点ア、基点第一四四〇号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第一四三九号及び基点第一四四〇号の間ににおける最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、津渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一四四一号 倉敷市玉島黒崎帆南端に設置した標識

基点第一四四二号 倉敷市玉島黒崎傍示ノ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一四四一号から基点第一四四二号見通し線上基点第一四

四一号から五〇メートルの点

点イ 基点第一四四二号から基点第一四四一号見通し線上基点第一四

四二号から五〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市玉島黒崎

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 二 関係地区 倉敷市玉島黒崎  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

つば網漁業

一月一日から(一)月三十一日まで

3 渔場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

- (1) 基点第一四三四号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第一五〇一号の各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、津渠等の区域は除く。

点の位置

おおのがい、えむし漁業

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一四三四号 倉敷市玉島黒崎矢崎南東端に設置した標識  
 基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識  
 基点第一四三八号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識  
 基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識  
 基点第一四五〇号 倉敷市玉島黒崎山王南端に設置した標識  
 基点第一四五一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識  
 基点第一五〇一号 倉敷市・浅口市界に設置した標識  
 点ア 基点第一四三四号から倉敷市下水島高頂見通し線上基点第一四三四号から二〇〇メートルの点  
 点イ 基点第一四三五号から倉敷市下水島高頂見通し線上基点第一四三五号から二〇〇メートルの点  
 点ウ 基点第一四三八号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四三八号から二〇〇メートルの点  
 点エ 基点第一四三九号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四三九号から四〇〇メートルの点  
 点オ 基点第一四五〇号から香川県丸亀市手島高頂見通し線上基点第一四五〇号から四〇〇メートルの点  
 点カ 基点第一四三九号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第一四三九号から四〇〇メートルの点  
 (2). 点ク 基点第一四五一号から香川県丸亀市小手島東端見通し線上基点第一五〇一号から三〇〇メートルの点  
 点カ 基点第一四五一号から真方位一四五度四〇分見通し線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
 点の位置  
 基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識  
 点ク 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識  
 点ケ 点クから真方位一〇〇度四〇分見通し線上点クから一九八メートルの点  
 点ロ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第一四三九号から三〇〇メートルの点  
 点ロ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第一四三九号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 倉敷市下島黒崎  
 三 免許予定期 平成二十五年九月一日  
 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
 五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 国共第一二四四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業
- 3 渔場の位置 倉敷市下水島地先
- 4 渔場の区域 点ア・イ、基点第一四五九、点ウ及び点アの各点を順次結んだ四直線  
によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた  
陸地を除く。

点の位置  
 基点第一四〇一号 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端灯台  
 基点第一四五一号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識  
 基点第一四五九号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

二 関係地区 倉敷市下島黒崎  
 三 免許予定期 平成二十五年九月一日  
 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

点ウ 基点第一四五九号から基点第一四五一号見通し線と、基点第一四〇一号から香川県丸亀市手島越北西端見通し線と、基点第一四五九号から真方位一三度の  
見通し線との交差点

点ウ 基点第一四五九号から基点第一四五一号見通し線と、基点第一四〇一号から香川県丸亀市手島越北西端見通し線と、基点第一四五九号から真方位一三度の  
見通し線との交差点

点ウ 基点第一四五九号から基点第一四五一号見通し線と、基点第一四〇一号から香川県丸亀市手島越北西端見通し線と、基点第一四五九号から真方位一三度の  
見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二五号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

連網漁業

一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 倉敷市玉島黒崎及び瀬戸市寄島町地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一四三五号、点ア、イ、ウ及び基点一大〇一号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、灌渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一四三五号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第一五〇九号 瀬戸市吉島町三郎島南端に設置した標識

基点第一六〇一号 竜岡市・瀬戸市界の標識

点ア 基点第一四三五号から香川県丸龜市手島基平鼻北東端見通し線

上基点第一四三五号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一五〇九号から香川県丸龜市手島北端見通し線上基点第一五〇九号から一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇一号から笠岡市大島西端見通し線上基点第一六〇

一号から二〇〇メートルの点

(2) 点エ、オ、カ及び基点第一四三九号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一四三九号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点エ 倉敷市玉島黒崎妙見川西側突端に設置した標識

点オ 点クから真方位一二〇度四〇分見通し線上点クから一九八メー

トルの点

点カ 基点第一四三九号から真方位一五八度一〇分見通し線上基点第

一四三九号から二〇一メートルの点

二 關係地区 倉敷市玉島黒崎及び瀬戸市寄島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一二六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、までがい、もがい、えむし漁業  
一月一日から二月三十一日まで

3 渔場の位置 倉敷市玉島乙島地先

4 渔場の区域 基点第一四〇三号、点ア、イ、ウ及び基点第一四〇二号の各点を順

次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一四〇三号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地蔵

基点第一三〇四号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から三八八メート

ルの点

基点第一三〇五号 倉敷市連島町西之浦旧鐵橋下流側西端から三六〇メートル

の点

基点第一四〇二号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東園土交通省の設置した

標識

基点第一四〇三号 倉敷市玉島上成潮止えん堤下流端西角に設置した標識

点ア 基点第一三〇五号から点イ見通し線と、基点第一四〇二号から

倉敷市連島町西之浦潮止えん堤東端見通し線との交差点

点イ 基点第一三〇三号から倉敷市玉島上成旧鐵橋下流西詰見通し線

と、基点第一四〇二号から倉敷市連島町西之浦旧鐵橋下流東詰見通し線

通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ウ 基点第一四〇二号から基点第一三〇三号見通し線と、点イから

基点第一三〇四号見通し延長線との交差点

二 関係地区 倉敷市玉島ノ島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一二七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業権

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

五号の各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域  
点の位置

基点第一五三三号、第一五三四号、第一五三六号及び基点第一五三

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 浅口市寄島町寄島東地先

四 存続期間 基点第一五〇八号、点ア、基点第一五〇九号、点イ及び基点第一六〇一号から香川県丸亀市手島高頭(一一七)見通し

〇一号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点の位置

基点第一五〇八号、浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

基点第一五〇九号、浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第一六〇一号、笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第一五〇八号から香川県丸亀市手島高頭(一一七)見通し

線上基点第一五〇八号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線上基点第

一六〇一号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 浅口市寄島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一三九号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

いぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 浅口市寄島町寄島東地先

四 存続期間 基点第一五〇六号、点ア、イ、ウ及び基点第一五〇八号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

二 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一二八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一五〇三号 滝口市寄島町二三〇三の三八番地（寄島町漁協事務所）

地先北東角海岸に設置した標識

基点第一五〇五号

滝口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇六号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇七号

基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇八号 滝口市寄島町寄島東端に設置した標識

点ア 基点第一五〇三号と基点第一五〇八号を結んだ線と、基点第一

五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎南東端見通し線との交差点

点イ 基点第一五〇八号から基点第一五〇一号見通し線上基点第一

〇八号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第一五〇八号から倉敷市下水島南端見通し線上基点第一

〇八号から二〇〇メートルの点

二 関係地区 滝口市寄島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一四〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 滝口市寄島町三郎島（三ツ山）地先

4 渔場の区域 点アを中心半径一〇〇メートルの円に囲まれた区域

点の位置

点ア 滝口市寄島町三郎島（三ツ山）南端から真方位一〇度見通し  
線上六〇〇メートルの点

1 漁場の位置 滝口市寄島町安倉地先

4 渔場の区域 基点第一五一五号、点ア、イ及び基点第一五〇一号の各点を順次結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・滝口市界に設置した標識

基点第一五〇五号 滝口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇六号 倉敷市玉島黒崎帆崎南東端に設置した標識

基点第一五〇七号 基点第一五〇五号から寄島干拓堤防上北へ一〇〇メートル

の地点に設置した標識

基点第一五〇八号 滝口市寄島町寄島東端に設置した標識

点ア 基点第一五〇三号と基点第一五〇八号を結んだ線と、基点第一

五〇七号から倉敷市玉島黒崎帆崎南東端見通し線との交差点

点イ 基点第一五〇一号から倉川原丸島市手島高頂見通し線と、基点

第一五〇七号から基点第一五六号見通し線との交差点

二 関係地区 滝口市寄島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一四一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 滝口市寄島町三郎島（三ツ山）地先

4 渔場の区域 点アを中心半径一〇〇メートルの円に囲まれた区域

点の位置

点ア 滝口市寄島町三郎島（三ツ山）南端から真方位一〇度見通し  
線上六〇〇メートルの点

1 漁場の位置 滝口市寄島町安倉地先

4 渔場の区域 基点第一五一五号、点ア、イ及び基点第一五〇一号の各点を順次結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一五〇一号 倉敷市・滝口市界に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業
- 3 漁場の位置 笠岡市大島中地先  
わかれ漁業  
二月十六日から九月三十日まで  
かき、おおのがい、えむし漁業  
一月一口から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第一六〇六号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第一四三号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

- 1 免許番号 岡共第一四二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
わかれ漁業  
二月十六日から九月三十日まで  
えむし、おおのがい漁業  
一月一口から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市西大島及び西大島新田地先  
わかれ漁業  
一月一口から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第一六〇六号、点ア、イ、基点第一六〇九号及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第一四三号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
一月一日から十二月三十一日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 第一種共同漁業

- 1 免許番号 岡共第一四二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
わかれ漁業  
二月十六日から九月三十日まで  
えむし、おおのがい漁業  
一月一口から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市西大島及び西大島新田地先  
わかれ漁業  
一月一口から十二月三十一日まで
- 4 漁場の区域 基点第一六〇六号、点ア、イ、基点第一六〇九号及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第一四三号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
一月一日から十二月三十一日まで

- 1 免許の内容となるべき事項
- 2 免許番号 岡共第一四四号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 4 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 5 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

3 漁場の位置 笠岡市大島中大工ノ浜地先  
漁場の区域 基点第一六〇五号、点ア及び基点第一六〇二号の各点を順次結んだ  
一直線と笠岡市大島中正頭漁港東防波堤及び最大高潮時海岸線とによ  
つて囲まれた区域

## 点の位置

基点第一六〇二号 笠岡市大島中正頭漁港東防波堤南端に設置した標識

基点第一六〇五号 笠岡市大島中深谷に設置した標識

点ア 基点第一六〇五号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第  
六〇五号から五〇メートルの点

## 二 関係地区

笠岡市大島中、西大島、西大島新田

## 三 免許予定期

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 四 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

## 五 申請期間

告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四五号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

## あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

4 漁場の区域 基点第一六〇三号、点ア、イ、ウ及び基点第一六二二号の各点を順  
次結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三一の一番地先風道護岸(元階段の位置)  
に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船浦り南西旧物揚揚のえびす様

基点第一七一五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した  
標識

点ア 基点第一六〇八号から基点第一七一五号見通し線上基点第一六  
〇八号から一〇〇メートルの点

基点第一六〇三号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識

基点第一六〇四号 笠岡市大島中焼場の鼻に設置した標識

基点第一六二二号 笠岡市大島中長浜お月の鼻に設置した標識

点ア 基点第一六〇三号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第一六

〇三号から五〇メートルの点

点イ 基点第一六〇四号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第一六

第一六〇四号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一六二二号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点  
第一六三二号から五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一四六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第一種共同漁業

あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島鳥の江地先

4 漁場の区域 基点第一六〇八号、点ア及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ  
一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三一の一番地先風道護岸(元階段の位置)  
に設置した標識

基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船浦り南西旧物揚揚のえびす様  
基点第一七一五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した  
標識

点ア 基点第一六〇八号から基点第一七一五号見通し線上基点第一六  
〇八号から一〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四七号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業
- 3 漁場の位置 笠岡市大島中及び西大島地先

一月一日から十二月三十一日まで

- 4 漁場の区域 基点第一六〇一号、点ア、イ、ウ及び基点第一六〇八号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一六〇七号 笠岡市西大島根の尾地先風道護岸に設置した標識

基点第一六〇八号 笠岡市西大島七五三二の一番地先県道護岸(元階段の位置)に設置した標識

基点第一七一二号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第八番熊谷寺標石

基点第一七一〇号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一六〇一号から三〇〇メートルの点

点イ 基点第一六〇六号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一六〇六号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一六〇七号から基点第一七一一号見通し線上基点第一六〇七号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一六〇八号から基点第一七一二号見通し線上基点第一六〇八号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市大島中、西大島及び西大島新田

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業
- 3 漁場の位置 笠岡市人江地先

二月十六日から九月三十日まで

- えむし、あさり、おののがい漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 漁場の位置

笠岡市人江地先

## 漁場の区域

基点第一六一二号、点ア及び基点第一六一三号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一六一〇号 笠岡市西大島旧金崎橋南詰西端

基点第一六一三号 笠岡市横島大殿州南東端に設置した標識

点ア 基点第一六一一号から笠岡市北木島布越高頂見通し線と、基点第一六一三号から基点第一六一〇号を結ぶ線との交差点

点イ 基点第一六一一号から笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧渡口・小田郡界)

点ウ 基点第一六一一号から笠岡市横島大殿州南東端に設置した標識

二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一四九号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
わかれ漁業

第一種共同漁業

二月十六日から九月三十日まで

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- えむし、あさり、おおのがい漁業  
一月一日から一月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島瀬戸及び天神地先
- 4 漁場の区域 基点第一七〇一号、基点第一七〇三号、基点一七八号、基点七五号及び基点第一七〇七号の各点を順次結んだ四直線並びに基点第一七〇八号、点ア及び基点第一七一一号の各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
- 点の位置
- 基点第一六〇九号 笠岡市西大島夏目船泊り南西旧物揚場のえびす様
- 基点第一七〇一号 笠岡市神島漁船場スベリ東基部に設置した標識
- 基点第一七〇三号 笠岡市神島井天頂上に設置した標識
- 基点第一七〇五号 笠岡市神島大神田地北西角に設置した標識
- 基点第一七〇七号 笠岡市神島子殿州北西端に設置した標識
- 基点第一七〇八号 笠岡市神島子殿州東端に設置した標識
- 基点第一七一一号 笠岡市神島五三五一番地二東護岸防波堤
- 基点第一七一八号 笠岡市横江漁港（神島地区）南防波堤東端角に設置した標識
- 点ア 基点第一七一一号から基点第一六〇九号見通し線上基点第一七一
- 一一号から九〇メートルの点
- 二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 一 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 国共第一五一号
- 2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 第三種共同漁業
- 一月一日から一月二十日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島古江地先
- 4 漁場の区域 基点第一七一二号、点ア、イ及び基点第一七一五号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
- 点の位置
- 基点第一六〇六号 笠岡市西大島海岸に設置した標識
- 基点第一七一二号 笠岡市神島停泊八十八ヶ所第八番熊谷寺標石
- 基点第一七一五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤防壁に設置したえむし漁業
- 一月一日から二月二十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先
- 4 漁場の区域 基点第一七三〇号、点ア、イ及び基点第一七三一号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第一七三一号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
- 点ア 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点
- 点イ 基点第一七三一号から真方位一八〇度見通し線上基点第一七二
- 一号から一〇〇メートルの点
- 二 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

標識	
点ア	基点第一七一二号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七二号から三〇〇メートルの点
点イ	基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七五号から五〇〇メートルの点
二 関係地区	笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町
三 免許予定期	平成二十五年九月一日
四 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
五 申請期間	告示の日から七十五日間
一 免許の内容となるべき事項	
1 免許番号	岡共第一五二号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	第二種共同漁業
3 漁場の位置	笠岡市大島中地先
4 漁場の区域	基点第一六〇一号、点ア、イ及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。
一月一日から一月三十一日まで	
1 免許の内容となるべき事項	一月一日から一月三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	第一種共同漁業
3 漁場の位置	笠岡市神島御崎地先
4 漁場の区域	基点第一七三一号、点ア、イ及び基点第一七三二号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置	基点第一六〇一号 笠岡市・浅口市界の標識
基点第一六〇六号	笠岡市西大島島岩に設置した標識
基点第一六〇九号	笠岡市西大島真目船瀬り南西旧物揚場のえびす塚
点ア	基点第一六〇一号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第一六〇一号から三〇〇メートルの点
点イ	基点第一六〇六号から笠岡市神島鹿落鼻東端見通し線上基点第一六〇六号から三〇〇メートルの点
二 関係地区	
三 免許予定期	平成二十五年九月一日
四 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
五 申請期間	告示の日から七十五日間
一 免許の内容となるべき事項	
1 免許番号	岡共第一五四号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	第二種共同漁業
3 漁場の位置	笠岡市神島、横島、入江、美の浜及び旧笠岡町
4 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
五 申請期間	告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一 免許の内容となるべき事項	
1 免許番号	岡共第一五四号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	建網漁業
3 漁場の位置	笠岡市大島中地先
4 漁場の区域	基点第一六〇一号、点ア、イ及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。
一月一日から一月三十一日まで	
1 免許の内容となるべき事項	一月一日から一月三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	第二種共同漁業
3 漁場の位置	笠岡市大島中地先
4 漁場の区域	基点第一六〇一号、点ア、イ及び基点第一六〇九号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。
二 関係地区	
三 免許予定期	平成二十五年九月一日
四 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
五 申請期間	告示の日から七十五日間

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

3

漁場の位置 笠岡市神島外浦及び高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一六一六号及び基点第一七〇一号を結んだ直線、基点第一六一一号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第一七三一号を順次結んだ八直線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

点の位置  
基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識  
基点第一六一一号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧浅口・小田那原)  
基点第一六一六号 笠岡市横島漁場スベリ東基部に設置した標識  
基点第一六五〇号 笠岡市茂平防路鼻原境に設置した標識  
基点第一七〇一号 笠岡市林島漁船場スベリ西基部に設置した標識  
基点第一七二九号 笠岡市神島外浦オソノミ南端(通称オソノクボ)に設置した標識  
基点第一七三〇号 笠岡市神島西側、神島・林島外浦界に設置した標識  
基点第一七三一号 笠岡市神島側崎南端に設置した標識  
基点第一七六八号 笠岡市高島南東端باءの木鼻に設置した標識  
基点第一七八四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識  
基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識  
基点第一八二六号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識  
点ア 基点第一六〇六号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線と、基点第一六一一号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線との交差点  
点イ 基点第一七六八号から基点第一八〇四号見通し線と、基点第一六〇六号から笠岡市北木島布越高見通し線との交差点  
点ウ 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点一七四号から一〇〇メートルの点  
点エ 基点第一七七〇号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第一八二六号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線との交差点  
点オ 基点第一七二九号から広島県福山市走島町加治屋島北端見通し線と、基点第一七三〇号と点エを結んだ線との交差点

点力 基点第一七一九号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

し線と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

地点

点キ 基点第一七三一号から広島県福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

と、基点第一六五〇号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

点ク 基点第一七六八号と点ク並びに点ケ、コ及び基点第一七七〇号を順次結んだ三

直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域  
点の位置  
基点第一七六八号 笠岡市高島南東端باءの木鼻に設置した標識  
基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識  
点ク 笠岡市小高島東端に設置した標識  
点ケ 笠岡市小高島西端に設置した標識  
点コ 基点第一七七〇号から笠岡市白石島小山見通し線と、点ケから真方位二五七度見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一五五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業

建網漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点の位置  
基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八六七号から笠岡市六島東端見通し線と、基点第一九

〇五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八六七号から笠岡市六島東端見通し線と、基点第一九

〇五号から広島県福山市梶町宇治島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一九〇五号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点カ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点メ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ア 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ウ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点エ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点カ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点メ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

点ア 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島南東端見通し線と、

基点第一九二五号から広島県福山市走島町袴島南端見通し線との交差点

時海岸線とよつて囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七六八号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二五号 笠岡市梶子島南西端に設置した標識

基点第一八二六号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金羅呂漁港内四号水門東端に設置した標識

点ア 基点第一七七〇号から広島県福山市加治屋島北西端見通し線と、

基点第一八二六号から広島県福山市笑島町恋ヶ原南端見通し線との交差点

点イ 基点第一八二五号から笠岡市人飛島西端見通し線と、基点第一

八一一号から広島県福山市梶町袴島北西端見通し線との交差点

点ウ 基点第一八一一号から笠岡市横辺島西端見通し線上基点一八一

一号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点一八〇

八号から二五〇メートルの点

点オ 基点第一八〇四号から香川県丸亀市広島町小千島北端見通し線

と、点エから浅口市寺島町青佐鼻見通し線との交差点

点カ 基点第一七七八号から基点第一八〇四号見通し線と、点オから

浅口市寺島町青島南端見通し線との交差点

点メ 基点第一七七四号から笠岡市コゴチ島頂見通し線上基点一七

七四号から一〇〇メートルの点

点ア 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、基点第一八一七号及び点クをそれぞ

れ結んだ直線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識  
基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ク 笠岡市弁天島島頂

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一五七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

一月一日から十二月三十一日まで

連網漁業

3 渔場の区域 基点第一八六〇号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第一八六七

号の各点を順次結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島南東宮ノ鼻南端に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八五二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八六〇号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一八六九号 笠岡市北木島矢倉の鼻大岩北端に設置した標識

点ア 基点第一八六〇号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第一八六〇号から三〇メートルの点

点イ 基点第一八六九号から笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻見通し線

と、基点第一八五五号から浅口市寄島町寄島見通し線との交差  
点

点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点第一八〇  
八号から二五〇メートルの点

点エ 基点第一八一一号から笠岡市横邊島高頂見通し線上第一八一  
号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市待島高頂見通し線ど、基点  
第一八二二号から笠岡市横邊島高頂見通し線との交差点

点カ 基点第一八六七号から笠岡市横邊島東端見通し線上基点第一八  
六七号から八〇〇メートルの点

と、基点第一八五五号から浅口市寄島町寄島見通し線との交差  
点

点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一五八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

一月一日から十二月三十一日まで

連網漁業

3 渔場の区域 笠岡市北木島南端

4 渔場の区域 基点第一八五二号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一八六五号の各点  
を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

点の位置

基点第一八五二号 笠岡市北木島梶子崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一八五五号 笠岡市北木島胸張鼻に設置した標識

点ア 基点第一八五二号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通し線上基点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

第一八五二号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島天神鼻突端燈籠見通し線上

基点第一八五三号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八五六号から笠岡市間島頂見通し線上基点第一八五

四号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八六五号から笠岡市小飛島北端見通し線上基点第一八

六五号から三〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一一九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

建網漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を

除く。

点の位置

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一九二一号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

点ア 基点第一八五四号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛

島北端から香川県丸龜市広島町小手島西端見通し線との交差点

点イ 基点第一八五四号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛  
島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差

点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ウ 笠岡市ハブ島南端から香川県丸龜市広島町小手島南端見通し線

と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見

通し線との交差点

点エ 基点第一九二一号から香川県三豊市託間町栗島西端見通し線

と、笠岡市ハブ島南端から香川県丸龜市広島町小手島西端見通し

線との交差点

点イ 基点第一九二一号から香川県三豊市託間町栗島西端見通し線

と、笠岡市小飛島北端から香川県丸龜市広島町小手島西端見通し

線との交差点

二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六〇号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

建網漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島及び茂床島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第一九一一号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一九号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第一九一〇号 笠岡市大島北西端に設置した標識

基点第一九二一号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一九二二号 笠岡市茂床島東端に設置した標識

点ア 基点第一九一〇号から笠岡市北木島布越北東端見通し線上基点

第一九二〇号から五〇〇メートルの点

点イ 基点第一九一七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九

一七号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二二号から基点第一九一一号見通し線上基点第一九

一一号から四〇〇メートルの点

点エ 基点第一九二三号から香川県丸亀市広島町小手島北端見通し線

上基点第一九二二号から四〇〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から香川県丸亀市広島町手島高ノ越見通し線

上基点一九一九号から五〇〇メートルの点

## 二 関係地区 笠岡市

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

3 連網漁業

- 一 免許の内容となるべき事項  
1 免許番号 国共第一六二号  
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業  
3 連網漁業  
4 漁場の位置 笠岡市六島地先  
5 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大潮時海岸線によって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一九二五号 笠岡市大島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第一九二七号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第一九二九号 笠岡市六島富山鼻端に設置した標識

基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から笠岡市間島南端見通し線上基点第一九二

五号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町、一面島北端見通し線上基点第一九二六号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市託間町三崎見通し線上基点

一九二七号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通し線上基点一九二九号から一、〇〇〇メートルの点

点オ 基点第一九三〇号から広島県福山市宇治島南端見通し線上基点

第一九三〇号から一、〇〇〇メートルの点

点カ 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島東端見通し線上基点第一九

三〇号から四〇〇メートルの点

## 二 関係地区 笠岡市

- 二 関係地区 笠岡市  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一六二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

3 連網漁業

4 漁場の位置 笠岡市六島地先

5 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ直線と最大潮時海岸線によって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一九二五号 笠岡市大島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第一九二七号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第一九二九号 笠岡市六島富山鼻端に設置した標識

基点第一九三〇号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から笠岡市間島南端見通し線上基点第一九二

五号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町、一面島北端見通し線上基点第一九二六号から五〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市託間町三崎見通し線上基点

一九二七号から五〇〇メートルの点

点エ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通し線上基点一九二九号から一、〇〇〇メートルの点

点オ 基点第一九三〇号から広島県福山市宇治島南端見通し線上基点

第一九三〇号から一、〇〇〇メートルの点

点カ 基点第一九三〇号から笠岡市ハブ島東端見通し線上基点第一九

三〇号から四〇〇メートルの点

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日

**存続期間** 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

卷之三

第一卷 同濟美

十一

えむし漬葉

### 免許の内容となるべき事項

2 植物種類、植物の名稱收錄

第一種共同漁業

大正二年九月

卷之三

4 楽場の区域 基点第一七 五号、旗ア、イ及び基点第一七〇号の各点を順次吉

んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

卷之三

卷之三

基点第一七一〇号 篠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

卷之二十一

藏文大藏经

一〇号から五〇〇メートルの卓

岡市神野外溝  
高島及ひ飛鳥

五  
月  
二  
三  
四  
七  
八  
一

卷之三

### 免許の内客となるべき事項

免許番号 岡共第一六四号

平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 点イ 基点第一七一〇号から香川県丸龜市手島基点見通し線上基点  
第一七二〇号から五〇〇メートルの点
- 点ウ 基点第一七二〇号から笠岡市北木島布越東端見通し線上基点第一七一〇号から五〇〇メートルの点
- 点エ 基点第一七二一〇号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七一〇号から五〇〇メートルの点
- 点オ 基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線上基点第一七三〇号から五〇〇メートルの点
- 点カ 基点第一七二四号から基点第一七六六号見通し線上基点第一七二一〇号から五〇〇メートルの点
- 点キ 基点第一七二四号から基点第一七六六号見通し線と、基点第一七二八号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点
- 点ク 基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線と、基点第一七二八号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点
- 点コ 基点第一七二四号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点
- 点ケ 基点第一七二〇号から笠岡市白石島高頂（一七一）見通し線と、基点第一七二三号から基点第一八〇三号見通し線との交差点
- 点サ 基点第一七二三号から笠岡市コゴチ島高頂見通し線と基点第一七二四号から一〇〇メートルの点
- 点シ 基点第一七五五号から基点第一七七〇号見通し延長線と、点サから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点
- 点ハ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から五〇〇メートルの点
- (2) 基点第一七六八号、点A、B、C及び基点第一七七〇号の各点を順次結んだ一直線と最大高潮線とによって囲まれた区域  
点の位置
- 基点第一七六八号 笠岡市高島南東端べの木鼻に設置した標識  
基点第一七七〇号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 点▲ 笠岡市小高島東端に設置した標識

- 点B 笠岡市小高島西端に設置した標識
- 点C 基点第一七七〇号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから真方位二五七度の方位線との交差点
- 一 国保地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 二 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 国共第一六五号
- 2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第一種共同漁業  
なまこ漁業
- 十一月一日から三月三十一日まで  
てんぐさ、かき、えむし漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 渔場の位置 笠岡市飛島地先
- 4 渔場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ五直線と最大高潮線とによって囲まれた区域  
点の位置
- 基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識  
基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識  
基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠  
基点第一九二五号 笠岡市大島笠松鼻突端に設置した標識  
基点第一九二六号 笠岡市大島大鳥鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町持島南端見通し線との交差点

- 点イ 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町持島南端見通し線との交差点
- 点▲ 笠岡市小高島東端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 点ウ 基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第九二五号から広島県福山市走島町祐島南西端見通し線との交差点
- 点エ 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町祐島南西端見通し線との交差点
- 点オ 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線との交差点
- 点イ 岩岡市神島外浦、高島及び飛島
- 三 免許予定期 平成二十五年九月一日
- 四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 免許の内容となるべき事項
- 1 免許番号 岩岡第一六六号
  - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第二種共同漁業
  - 3 渔場の位置 岩岡市高島地先
  - 4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域  
(1) 基点第一七五五号、オ、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、エ及び基点第一七五六号を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一七一〇号 岩岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
  - 基点第一七二四号 岩岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台  
基点第一七二五号 岩岡市神島外浦外浦大道（護岸堤西端）鼻に設置した標識  
基点第一七二七号 岩岡市神島外浦城山南東端に設置した標識  
基点第一七四二号 岩岡市差出島北東端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 基点第一七四五号 岩岡市差出島北西ハト島北西端に設置した標識  
基点第一七四七号 岩岡市差出島北西ハト島北東端に設置した標識  
基点第一七五五号 岩岡市稻積島北端に設置した標識  
基点第一七五六号 岩岡市稻積島南端に設置した標識  
基点第一七七八号 岩岡市高島沙口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識  
基点第一七七八号 岩岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識  
点ア 基点第一七二〇号から岩岡市白石島高頂（一七一）見通し線と、点クから岩岡市白石島東端見通し線との交差点
- 点イ 基点第一七二〇号から岩岡市白石島高頂（一七一）見通し線と、基点第一七六八号から岩岡市白石島東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第一七七四号から岩岡市コゴチ島島頭見通し線上基点第一七七四号から一〇〇メートルの点
- 点エ 基点第一七五六号から岩岡市梶子島西端見通し線と、点ウから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第一七四五号から基点第一七二五号見通し線上基点第一七四五号から一〇〇メートルの点
- 点カ 基点第一七四七号から基点第一七二七号見通し線上基点第一七四二号から一〇〇メートルの点
- 点ク 基点第一七七二号から基点第一七二〇号見通し線上基点第一七二号から一〇〇メートルの点
- 点キ 基点第一七四二号から基点第一七二四号見通し線上基点第一七四二号から一〇〇メートルの点
- 点コ 基点第一七六八号と点ムを結んだ直線並びにB、C及び基点第一七七〇号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第一七六八号 岩岡市高島南東端べの木鼻に設置した標識  
基点第一七七〇号 岩岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識  
点A 岩岡市小高島東端に設置した標識  
点B 岩岡市小高島西端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点C 基点第一七七〇号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから

真方位二五七度の方位線との交差点

二 地域地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六七号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

1月一日から1月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市神島地先

4 渔場の区域 点A、イ、ウ、エ、オ及び点A号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八六七号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九二五号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

点A 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一

九〇五号から広島県福山市走島町持島南端見通し線との交差点  
点A 基点第一八六七号から基点第一九二六号見通し線と、基点第一  
九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し線との交差  
点A 基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通  
し線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町持島南西端見通  
し線との交差点

点E 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し

線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町持島南西端見通  
し線との交差点

点F 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し

線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南端見通  
し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点G 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し

線と、基点第一九二五号から広島県福山市走島町持島南西端見通  
し線との交差点

点H 基点第一八一一号から広島県福山市走島町宇治島南東端見通し

線と、基点第一九〇五号から広島県福山市走島町宇治島南端見通  
し線との交差点

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一六八号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

1月一日から1月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市神島外浦地先

4 渔場の区域 基点第一七一五号、点A、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基

点第一七三〇号の各点を順次結んだ一〇直線と最大高潮時海岸線とに  
よって囲まれた区域。ただし、河川、清掃等の区域は除く。

点の位置

基点第一六〇六号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第一七一五号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した

標識

基点第一七一〇号 笠岡市神島外浦鹿路鼻東端に設置した標識

基点第一七二一号 笠岡市神島外浦黒岩崎鼻（神島八十八ヶ所第三番札所）に

設置した標識

基点第一七二七号 笠岡市神島外浦城山南東端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 基点第一七二八号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識  
基点第一七二九号 笠岡市神島外浦オソノミ南端（通称オソノクボ）に設置した標識  
基点第一七三〇号 笠岡市神島西側・神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第一七四八号 笠岡市明地島北端に設置した標識  
基点第一七六七号 笠岡市高島北東端に設置した標識  
基点第一八六〇号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識  
点ア 基点第一七一五号から基点第一六〇六号見通し線上基点第一七一五号から五〇〇メートルの点  
点イ 基点第一七一〇号から香川県丸龜市手島苦兵衛鼻見通し線上基点第一七一〇号から三〇〇メートルの点  
点ウ 基点第一七一〇号から基点第一八六〇号見通し線上基点第一七一〇号から一〇〇メートルの点  
点エ 基点第一七一二号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七一二号から一〇〇メートルの点  
点オ 基点第一七一三号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第一七一三号から一〇〇メートルの点  
点カ 基点第一七一七号から基点第一七六七号見通し線上基点第一七一七号から一〇〇メートルの点  
点キ 基点第一七二八号から基点第一七四八号見通し線上基点第一七二八号から一〇〇メートルの点  
点ク 基点第一七一九号から笠岡市船積島西端見通し線上基点第一七一九号から一〇〇メートルの点  
点ケ 基点第一七三〇号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第一七三〇号から一〇〇メートルの点  
二 関係地区 笠岡市神島外浦・高島及び飛島  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

- 1 免許番号 岡共第一六九号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第三種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市差出島南地先  
基点第一七四四号 笠岡市差出島南端に設置した標識  
基点第一七八号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
四四号から一一〇メートルの点  
点ア 基点第一七四五号から基点第一七八号見通し線上基点第一七四五号から一一〇メートルの点  
二 関係地区 笠岡市神島外浦・高島及び飛島  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 4 漁場の位置 笠岡市高島北地先  
第三種共同漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市高島北地先  
点の位置  
基点第一七一一号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識  
基点第一七四三号 笠岡市差出島東端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

- 基点第一七四四号 岡岡市差田島南端に設置した標識  
基点第一七五八号 岡岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
基点第一七六三号 岡岡市ホヤ島島頂に設置した標識  
点ア 基点第一七六三号から基点第一七四四号見通し線と、基点第一七五八号から基点第一七二一号見通し線との交差点  
点イ 基点第一七六三号から基点第一七四四号見通し線と、基点第一七五八号から基点第一七二一号見通し線との交差点  
二 関係地区 岡岡市神島外浦、高島及び飛島  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 免許番号 岡共第一七一号
  - 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
  - 第三種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 漁場の位置 岡岡市差田島西地先  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 漁場の区域 点アを中心半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第一七五五号 岡岡市稻穂島北端に設置した標識  
基点第一七五五号から岡岡市明地島東端見通し延長線との交差点  
二 関係地区 岡岡市神島外浦、高島及び飛島  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間

- 基点第一七四四号 岡岡市差田島南端に設置した標識  
基点第一七五三号 岡岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
点ア 基点第一七五三号から基点第一七二九号見通し線上基点第一七五三号から一五〇メートルの点  
二 関係地区 岡岡市神島外浦、高島及び飛島  
三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
五 申請期間 告示の日から七十五日間
- 一 免許の内容となるべき事項
- 免許番号 岡共第一七三号
  - 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
  - 第三種共同漁業  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 漁場の位置 岡岡市高島南西地先  
つきいそ漁業  
一月一日から十二月三十一日まで
  - 漁場の区域 点アを中心半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第一七四一号 岡岡市差田島北端に設置した標識  
基点第一七五五号 岡岡市稻穂島北端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ア 基点第一七四一号から笠岡市明達島東端見通し延長線と、基点

第一七五五号から笠岡市高島島山南西端見通し延長線との交差点

二 関係地区 笠岡市神島外浦、高島及び飛島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七四号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

十一月一日から翌年三月三十一日まで

うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市白石島地先

4 渔場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点乙の各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、灌渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市船積島北端に設置した標識

基点第一七七二号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市高島汐口鼻東(トウフ岩)に設置した標識

基点第一七八一号 笠岡市小飛島北端工ノコイシ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点クから

倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点ウから

浅口市青島町青佐鼻見通し線との交差点

点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点第一八

〇八号から二五〇メートルの点

点エ 基点第一八一一号から笠岡市北木島町横辺島島頂見通し線上基

点第十八一一号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市棚町走島東南端見通し線

と、基点第一七八一号から貢方位三三四度見通し線との交差点

点カ 基点第一七八一号から貢方位三三四度見通し線と、点キから広

島県福山市棚町走島北方鴻ノ石燈台見通し線との交差点

点キ 基点第一七五五号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点ク

から広島県福山市棚町仙酔島高頂見通し線との交差点

点ク 基点第一七七四号から笠岡市白石島ヨゴチ島島頂見通し線上基

点第一七七四号から二〇〇メートルの点

(2) 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、点ウ及び基点第一八一七号を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ケ 笠岡市弁天島島頂

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七五号

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つぼ網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一七五五号 笠岡市福積島北端に設置した標識

基点第一七七二号 笠岡市高島沙口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識

基点第一七七四号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第一七八一号 笠岡市小飛島北端ノコイシ鼻に設置した標識

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金鳳呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点クから

倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第一七七二号から基点第一八五八号見通し線と、点ウから

鴨口市吉島町青佐鼻見通し線との交差点

点ウ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線上基点第一八

〇八号から二五〇メートルの点

点エ 基点第一八一一号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第一八

一一号から二五〇メートルの点

点オ 基点第一八一一号から広島県福山市柄町走島東南端見通し線

上、基点第一七八一号から真方位三四度見通し線と、点キから広

島県福山市柄町走島北方鴻石灯台見通し線との交差点

点キ 基点第一七五五号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点ク

から広島県福山市柄町仙酔島高頂見通し線との交差点

点ク 基点第一七七四号から笠岡市コゴ子島頂見通し線上基点第一

七七四号から一〇〇メートルの点

(2) 基点第一八〇六号及び基点第一八三七号、点ウ及び基点第一八一七号を順次結

んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ケ 笠岡市弁天島島頂

二 關係地区 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島島北地先

4 漁場の区域 基点第一八〇六号、点ア、イ、ウ、基点第一八〇四号及び基点第一

八〇三号の各点を順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇一号 笠岡市白石島水場の浜北そ子の木南端に設置した標識

基点第一八〇三号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第一八〇四号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一八二〇号 笠岡市白石島沖白石灯台

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三一号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八〇六号から基点第一八三七号見通し線と、基点第一

八〇一号から基点第一八二〇号見通し線との交差点

点イ 基点第一八〇号から基点第一八二〇号見通し線と、基点第一

八二七号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一八〇四号から基点第一八三二号見通し線と、基点第一

八二七号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点

二 関係地区 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一七七号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第三種共同漁業

## つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市白石島北端先

4 渔場の区域 基点第一八三七号、点ア、イ、ウ、基点第一八一七号及び点乙の各

点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一八〇六号 笠岡市白石島影平ヨコソワ突端に設置した標識

基点第一八一七号 笠岡市白石島日玉岩に設置した標識

基点第一八二〇号 笠岡市沖白石灯台

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八三七号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第一八一八号から基点第一八二〇号見通し線と、基点第一

八三七号から基点第一八〇六号見通し線との交差点

点イ 基点第一八一〇号から基点第一八一八号見通し線上基点第一八

一〇号から五〇メートルの点

点ウ 基点第一八一七号から笠岡市百間ゾワイ船橋見通し線と、基点

第一八二七号から基点第一八二〇号見通し線との交差点

点エ 基点第一八一七号から笠岡市弁天島南端

点王 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一七八号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第三種共同漁業

## つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市白石島北端先

4 渔場の区域 基点第一八二六号、点ア及び基点第一八二七号の各点を順次結んだ

二直線、基点第一八二八号及び基点第一八二五号を結んだ直線並びに最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一八一五号 笠岡市白石島尼木北西端に設置した標識

基点第一八一六号 笠岡市白石島長山鼻に設置した標識

基点第一八二七号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第一八二八号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

点ア 基点第一八一六号から笠岡市高島南西端見通し線と、基点第一

八二七号から笠岡市コゴチ島北西端見通し線との交差点

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一 關係地区 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一七八九号

2 漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期  
第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島沖白石地先

4 漁場の区域 基点第一八二〇号から半径五〇メートルの円と最大高潮時海岸線と  
によりて囲まれた区域

## 点の位置

基点第一八二〇号 笠岡市沖白石灯台

二 關係地区 笠岡市白石島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八〇号

2 漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期  
第一種共同漁業

十一月一日から三月二十日まで  
うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで  
わかめ漁業

二月十六日から九月二十日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島地先

4 漁場の区域 基点第一八五八号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基  
点第一八五六号の各点を順次結んだ一〇直線と最大高潮時海岸線とに  
よって囲まれた区域。ただし、河川、港渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五一号 笠岡市北木島梶子崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金風呂漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

基点第一八六一号 笠岡市北木島市越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一九三一号 笠岡市同島島頂に設置した標識

点ア 基点第一八五八号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第一

一八五八号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六一号から香川県丸龜市広島町手島高の越鼻見通し

線上基点第一八六一号から三〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八六三号から笠岡市大島北端見通し線上基点一八六二  
号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第一

八五三号から六〇〇メートルの点  
点オ 基点第一八五四号から笠岡市小飛島南端見通し線と基点第一  
三一号から笠岡市梶子島東端見通し線との交差点

点キ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島真南端見通し線と、

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

基点第一八二二号から基点第一八五四号見通し線との交差点

点ク 基点第一八一一号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第一八

一一号から二〇〇メートルの点

点ケ 基点第一八〇八号から基点一八五六号見通し線上基点一八〇八  
号から二五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一八二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一八一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一八二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つば網漁業

一月一日から一月三十日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タ、ケ、コ及び点アの各点を順次  
結んだ一直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、  
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島官ノ鼻に設置した標識

基点第一八一一号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第一八二二号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第一八五二号 笠岡市北木島梶子島崎突端に設置した標識

基点第一八五三号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第一八五四号 笠岡市北木島大字根島突端に設置した標識

基点第一八五六号 笠岡市北木島金屋出漁港内四号水門東端に設置した標識

基点第一八五八号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

基点第一八六一号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六三号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識

基点第一八七三号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置し  
た標識

基点第一九三一号 笠岡市岡島島頂に設置した標識

点ア 基点第一八五八号から浅口市寄島町者島東端見通し線上基点第一

一八五八号から四〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六一号から香川県丸龜市広島町手島高の越鼻見通し

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

線上基点第一八六一号から四〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八六三号から笠岡市大島北端見通し線上基点第一八六三号から三〇〇メートルの点

点エ 基点第一八五二号から笠岡市大島北端見通し線上基点第一八五二号から三〇〇メートルの点

一号から三〇〇メートルの点

点オ 基点第一八五三号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線と、基点第一八五三号から大〇〇メートルの点

一号から三〇〇メートルの点

点カ 基点第一八五四号から笠岡市小飛島南端見通し線と、基点第一九三一号から笠岡市桜子島東端見通し線との交差点

点キ 基点第一八一一号から広島県福山市宇治島東南端見通し線と、基点第一八二二号から基点第一八五四号見通し線との交差点

点ク 基点第一八一二号から笠岡市横辺島島頂見通し線と、基点第一八一一号から二〇〇メートルの点

点ケ 基点第一八〇八号から基点第一八五六号見通し線と、基点第一八〇八号から二五〇メートルの点

点コ 基点第一八七三号から笠岡市白石島仕切鼻突端見通し線と、基点第一八七三号から四〇〇メートルの点

第一八七三号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

点の位置

基点第一八五五号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八五五号から笠岡市駿島高見通し線と、基点第一八五五号から一五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一八四四号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市北木島町金剛田地先

4 渔場の区域 点アを中心にして半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

基点第一八〇八号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第一八五七号 笠岡市北木島春日鼻突端に設置した標識

点ア 基点第一八五七号から基点第一八〇八号見通し線と、基点第一八五七号から一五〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市北木島町

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一八五五号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

つきいそ漁業

一月一日から一月三十一日まで

3 渔場の位置 笠岡市北木島町金剛田地先

4 渔場の区域 点アを中心にして半径一五〇メートルの円によって囲まれた区域

点の位置

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

## 第三種共同漁業

### つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

### 3 漁場の位置 篠岡市北木島町中山地先

4 漁場の区域 基点第一八五九号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第一八六二号の各点を順次結ぶ順次結んだ五直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートルの線によりて囲まれた区域を除く。

## 点の位置

基点第一八五九号 篠岡市北木島矢橋中山北端に設置した標識

基点第一八六〇号 篠岡市北木島布越北東端に設置した標識

基点第一八六一号 篠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六二号 篠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一八五九号から篠岡市四大島黒岩見通し線上基点第一八五九号から二〇〇メートルの点

点イ 基点第一八六〇号から浅口市斎島町斎島東端見通し線上基点第一八六〇号から二〇〇メートルの点

点ウ 基点第一八六一号から篠岡市大島東北端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点エ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点オ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点カ 基点第一八六二号から篠岡市大島東北端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点シ 基点第一八六一号から篠岡市大島東北端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ハ 基点第一八六二号から篠岡市大島東北端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ナ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ホ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ミ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点リ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ヲ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点チ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ヌ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点モ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ヨ 基点第一八六一号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

点ヌ 基点第一八六二号から篠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一八六二号から二〇〇メートルの点

## つきいそ漁業

### 一月一日から十二月三十一日まで

### 3 漁場の位置 篠岡市北木島町大浦地先

4 漁場の区域 基点第一八五二号、点ア、イ及び基点第一八六四号の各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲まれた区域。ただし、沖出し五〇メートルによって囲まれた区域を除く。

## 点の位置

基点第一八五二号 篠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第一八六一号 篠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第一八六三号 篠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識

基点第一八六四号 篠岡市北木島長島防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点イ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点オ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点カ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ナ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点リ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヌ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点モ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヨ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヌ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点モ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヨ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヌ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点モ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヨ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヌ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点モ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヨ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヌ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点モ 基点第一八六四号から基点第一八六二号見通し線と、基点第一八六三号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

点ヨ 基点第一八五二号から基点第一八六一号見通し線と、基点第一八六二号から篠岡市大島北端見通し線との交差点

## 点の位置

第三種共同漁業

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

一 月一日から二月二十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一〇号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第一九一一号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一四号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識

基点第一九一五号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

点ア 基点第一九〇五号から笠岡市北木島apus崎東端見通し線上基点

第一九〇五号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九一〇号から笠岡市大島兩西端見通し線上基点第一九

一〇号から三五〇メートルの点

点ウ 基点第一九一〇号から笠岡市茂床島南端見通し線上基点第一九

一〇号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九一一号から香川県丸龜市小手島北端見通し線上基点

一九一一号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一一号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見

通し線上、基点第一九一一号から三五〇メートルの点

点カ 基点第一九一四号から香川県三豊市詫間町莊内輪崎鼻突端見通

し線上基点第一九一四号から三五〇メートルの点

点キ 基点第一九一五号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第一九

五号から三五〇メートルの点  
二 關係地区 笠岡市真鍋島及び六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一八八号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

なまこ漁業

十一月一日から三月三十一日まで

わかめ漁業

二月十六日から九月三十日まで

えむし、うに漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

## 点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一八号 笠岡市大島北端に設置した標識

基点第一九二三号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第一九一七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九

一七号から三五〇メートルの点  
点イ 基点第一九一八号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端見通

し線上基点第一九一八号から一〇〇〇メートルの点  
点ウ 基点第一九二三号から香川県丸龜市広島町小千島北端見通し線

上基点第一九二三号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一九一九号から香川県丸龜市広島町小千島北端見通し線

上基点一九一九号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一九



# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、漁業等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一九二五号 竹岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 竹岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第一九二七号 竹岡市六島小大島突端に設置した標識

基点第一九二九号 竹岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第一九三〇号 竹岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第一九一五号から竹岡市間島東南端見通し線上基点第一九

一五号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通

し線上基点第一九二六号から三五〇メートルの点

点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市鶴間町三崎灯台見通し線上

基点第一九二七号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九二七号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通

し線上基点一九二七号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通

し線上基点一九二九号から三五〇メートルの点

点カ 基点第一九二九号から広島県福山市宇治島南端見通し線上基点第一九

二九号から三五〇メートルの点

点キ 基点第一九三〇号から竹岡市ハブ島北東端見通し線上基点第一

九三〇号から三五〇メートルの点

二 関係地区 竹岡市真鍋島及び六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九二号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

## 第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

## 3 漁場の位置 竹岡市真鍋島地先

漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、漁業等の区域は除く。

## 4 漁場の区域

点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ八

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、漁業等の区域は除く。

## 点の位置

基点第一九〇五号 竹岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一〇号 竹岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第一九一一号 竹岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一四号 竹岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識

基点第一九一五号 竹岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

点ア 基点第一九一五号から竹岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第一九

一〇号から三五〇メートルの点

点ウ 基点第一九一〇号から竹岡市大島南西端見通し線上基点第一九

一〇号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九一一号から香川県丸龜市小手島北端見通し線上基点第一九

一九一一号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一一号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見

通し線上基点一九一一号から三五〇メートルの点

点カ 基点第一九一四号から香川県三豊市鶴間町莊内箱崎鼻突端見

し線上基点第一九一四号から三五〇メートルの点

点キ 基点第一九一五号から竹岡市六島頭見通し線上基点第一九

五号から三五〇メートルの点

点ク 基点第一九一五号から竹岡市間島頭見通し線上基点第一九

一五号から三五〇メートルの点

## 二 関係地区 竹岡市真鍋島及び六島

三 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九二号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ大直線と最高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第一九一八号 笠岡市大島東端に設置した標識

基点第一九一九号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第一九二三号 笠岡市兼床島北端に設置した標識

点ア 基点第一九一七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九一七号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九一八号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端見通し線上基点第一九一八号から一〇〇〇メートルの点

点ウ 基点第一九二三号から香川県丸龜市広島町小千島北端見通し線上基点第一九二三号から四五〇メートルの点

点エ 基点第一九一九号から香川県丸龜市広島町小千島北端見通し線上基点第一九一九号から三五〇メートルの点

点オ 基点第一九一九号から笠岡市高島東端見通し線上基点第一九一九号から五〇メートルの点

点カ 基点第一九一七号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上基点第一九一七号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し線上基点第一九一九号から七十五メートルの点

九一七号から七一〇メートルの点

二 関係地区 笠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市周島地先

4 漁場の区域 基点第一九三一号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一九三一号 笠岡市周島島頂に設置した標識

基点第一九三一号 笠岡市真鍋島、六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

一 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第一九二四号を中心にして半径四〇〇メートルの円と最大高潮

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

基点第一九二四号 篠岡市ハブ島島頂に設置した標識

二 関係地区 篠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九六号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つば網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 篠岡市六島地先

4 渔場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ直線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、津渠等  
の区域は除く。

点の位置

基点第一九二五号 篠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第一九二六号 篠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第一九二七号 篠岡市六島小島鼻突端に設置した標識

基点第一九二九号 篠岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第一九三〇号 篠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から篠岡市間島東南端見通し線上基点第一九

一五号から三五〇メートルの点

点イ 基点第一九二六号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通

し線上基点第一九二六号から三五〇メートルの点

点ウ 基点第一九二七号から香川県三豊市鈴蘭町三崎灯台見通し線上

基点第一九二七号から三五〇メートルの点

点エ 基点第一九二七号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通

し線上基点一九二七号から四五〇メートルの点

点オ 基点第一九二九号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎突端見通

し線上基点一九二九号から四五〇メートルの点

点カ 基点第一九二九号から広島県福山市宇治原南西端見通し線上基

点一九二九号から三五〇メートルの点

点キ 基点第一九三〇号から篠岡市ハブ島北東端見通し線上基点一九

三〇号から三五〇メートルの点

二 関係地区 篠岡市真鍋島及び大島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第一九七号

2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

3 渔場の位置 篠岡市真鍋島本浦地先

4 渔場の区域 基点第一九〇五号、点ア、イ、ウ及び基点第一九〇四号の各点を順

次結んだ四直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線仲  
出し五〇メートルの線によつて囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第一七八四号 篠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第一九〇三号 篠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した

標識

基点第一九〇四号 篠岡市真鍋島嫁取松下の大石に設置した標識

基点第一九〇五号 篠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九四九号 篠岡市真鍋島床の鼻に設置した標識

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

点ア 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第

一九〇五号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点イ 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第

一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点ウ 基点第一九〇四号から基点第一九四九号見通し線と、基点第

一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点ア 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第

一九〇八号から基点第一九一七号見通し線との交差点

点イ 基点第一七八四号から笠岡市北木島布越東端見通し延長線上点アから

一〇〇メートルの点

点ウ 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第

一九〇八号から基点第一九一七号見通し線との交差点

点イ 基点第一七八四号から笠岡市北木島布越東端見通し延長線上点アから

一〇〇メートルの点

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一九八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第一九〇三号、第一九四八号、点イ、ウ及び基点第一九〇八号の各点を順次結んだ四直線と防波堤並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線冲出し五〇メートルの線によって囲まれた区域及び点エと点オを結んだ直線以南の岩坪漁港の区域を除く。

点の位置

基点第一九〇四号 笠岡市真鍋島宮ノ鼻突端に設置した標識

基点第一九〇八号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東防波堤突端に設置した標識

点カ 基点第一九〇七号から基点第一九〇五号見通し線上基点第一九

〇七号から一六〇メートルの点

標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九〇八号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東新防波堤基部に設置した標識

基点第一九〇三号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した

基点第一九一七号 笠岡市大島白石に設置した標識

点ア 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線上と、基点

第一九〇三号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点イ 基点第一七八四号から笠岡市問島南端見通し延長線上点アから

一〇〇メートルの点

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 国共第一九九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

1月1日から1月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島岩坪地先

4 漁場の区域 基点第一九〇九号、点ア、イ及び基点第一九一〇号の各点を順次結

んだ直線以南の岩坪漁港の区域を除く。

1月1日から1月31日まで

標識

基点第一九〇五号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第一九〇八号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東新防波堤基部に設置した標識

基点第一九〇三号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した

# 平成25年4月26日 岡山県公報 第11477号

んだ三直線によつて囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し  
五〇メートルの線によつて囲まれた区域を除く。

## 点の位置

基点第一七八四号 筏岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第一九〇九号 筏岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区火の見やぐら

基点第一九一〇号 筏岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第一九一七号 筏岡市大島白石に設置した標識

点ア 基点第一七八四号から筍岡市間島南端見通し延長線と、基点第

一九〇九号から基点第一九一七号見通し線との交差点

点イ 基点第一七八四号から筍岡市間島南端見通し延長線と、基点第

一九一〇号から基点第一九一七号見通し線との交差点

二 関係地区 筏岡市真鍋島及び六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 免許の内容となるべき事項

1 免許番号 岡共第二〇一号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第三種共同漁業

つきいそ漁業

一月一日から十二月三十日まで

3 漁場の位置 筏岡市六島地先

4 漁場の区域 基点第一九二五号、点ア、イ及び基点第一九二五号の各点を順次結んだ三直線によつて囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し  
五〇メートルの線によつて囲まれた区域を除く。

## 点の位置

基点第一九二五号 筏岡市大島等松鼻架端に設置した標識

点ア 基点第一九二五号から筍岡市小飛島東端見通し線上基点第一九

二五号から一五〇メートルの点

点イ 基点第一九二五号から筍岡市真鍋島丸の鼻突端見通し線上基点

第一九二五号から一五〇メートルの点

二 関係地区 筏岡市真鍋島及び六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間

## 点の位置

基点第一九二一号 筏岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第一九一二号 筏岡市真鍋島焼場の鼻南端に設置した標識

点ア 基点第一九二一号から香川原仲多度郡多度津町佐柳島南端見通

し線上基点第一九二一号から四〇〇メートルの点

二 関係地区 筏岡市真鍋島及び六島

三 免許予定期 平成二十五年九月一日

四 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

五 申請期間 告示の日から七十五日間